

令和 6 年版

静岡県労働委員会年報

静岡県労働委員会事務局

目 次

第1章 総 説

1 主な活動状況等	1
2 労働委員会の構成	2
3 総会及び公益委員会議の開催状況	5

第2章 不当労働行為の審査等

1 概 況	9
2 不当労働行為事件一覧表	10
3 労働組合の資格審査	11
4 地方公営企業等の労働関係に関する法律の規定に基づく認定及び告示	12

第3章 労働争議の調整

1 概 況	13
2 労働争議調整事件一覧表	14
3 終結事件の調整概要	15
4 労働争議実情調査	18

第4章 個別的労使紛争のあっせん

1 概 況	19
2 個別的労使紛争あっせん事件一覧表	20

第5章 連絡会議・研修会等

1 全国・ブロック委員連絡会議等開催状況	23
2 委員研修実施状況	26
3 事務局長・主管課長・担当者会議開催状況	27

第6章 資 料

1	不当労働行為事件処理状況一覧表	29
2	不当労働行為事件産業別申立件数一覧表	30
3	労働組合資格審査取扱件数一覧表	31
4	実効確保申立ての状況一覧表	32
5	県労委命令交付後の経過一覧表	34
6	調整事件処理状況一覧表	42
7	調整事件要求事項別申請件数一覧表	43
8	調整事件産業別申請件数一覧表	44
9	調整事件年次別終結所要日数一覧表	45
10	労働争議実情調査件数一覧表	46
11	個別的労使紛争のあっせん事件処理状況一覧表	47
12	個別的労使紛争のあっせん事件紛争内容別申請件数一覧表	48
13	個別的労使紛争のあっせん事件産業別申請件数一覧表	49
14	個別的労使紛争のあっせん事件年次別終結処理日数一覧表	50
15	静岡県労働委員会の沿革と権限	51

<収録内容について>

この年報に収録した当委員会の活動状況等は、令和6年1月から同年12月までのものである。

総

説

第 1 章

1 主な活動状況等

(1) 主な活動状況（令和6年1月～令和6年12月）

① 不当労働行為の審査事件等の取扱件数及び終結状況

ア 不当労働行為の審査

(単位：件)

取扱件数			終結状況							平均 処理 日数	翌年 繰越
前年 繰越	新規 申立	計	命令	決定	棄却	和解	取下	計			
1	2	3	0	0	0	1	1	0	163(日)	1	

(注)処理日数とは、申立から終結までの日数

イ 労働争議の調整

(単位：件)

取扱件数			終結状況						平均 所要 日数	翌年 繰越
前年 繰越	新規 申請	計	解決	打切	取下	移管	計			
0	5	5	3	0	0	0	3	98(日)	2	

(注)所要日数とは、調整員の指名から終結までの日数

ウ 個別的労使紛争のあっせん

(単位：件)

取扱件数			終結状況						平均 処理 日数	翌年 繰越
前年 繰越	新規 申請	計	解決	打切	取下	移管	計			
3	14	17	7	8	0	0	15	68(日)	2	

(注)処理日数とは、申請から終結までの日数

② 労働組合の資格審査

(単位：件)

取扱件数			処理状況				翌年 繰越
前年 繰越	新規 申請	計	適合	取下 打切	不適合	計	
1	21	22	19	2	0	21	1

③ 労働争議実情調査

争議行為予告通知が義務付けられている公益事業32件（前年繰越1件・新規31件）について、実情調査を実施した。

(2) 不当労働行為事件に係る審査期間の目標及び実績

当委員会における審査期間の目標は、令和5年度から15か月とした。なお、令和6年中に終結した不当労働行為事件(2件)の平均処理日数は163日であった。

2 労働委員会の構成

(1) 委員

静岡県労働委員会は、労働組合法第19条の12の規定に基づき、労働者を代表する労働者委員、使用者を代表する使用者委員、公益を代表する公益委員の各5人、計15人で構成されている。

労働者委員については県内の労働組合の推薦により、使用者委員については県内の使用者団体の推薦により、公益委員については使用者委員及び労働者委員の同意を得て、県知事が任命する。委員の任期は2年である。

現第46期(令和6年6月1日～令和8年5月31日)の委員は表1のとおりであり、第45期で退任した委員は、表2のとおりである。

委員会には、会務を総理するため、会長及び会長代理(会長に故障がある場合に代理する委員)が置かれ、それぞれ公益委員の中から選出される。第46期の会長は宮田逸江委員、会長代理は縣郁太郎委員である。

表1 第46期委員(令和6年6月1日～令和8年5月31日)

(令和6年12月末現在)

◎会長 ○会長代理

区分	氏名	現職等	委員歴
公益委員	◎ 宮田 逸江 (みやた いつえ)	弁護士	平30.6.1(第43期)～
	○ 縣 郁太郎 (あがた いくたろう)	弁護士	令4.6.1(第45期)～
	笹原 恵 (さはら めぐみ)	国立大学法人静岡大学情報学部長 学術院情報学領域教授	平26.6.1(第41期)～
	本庄 淳志 (ほんじょう あつし)	国立大学法人静岡大学人文社会科学部 教授	令4.6.1(第45期)～
	白井 正人 (しらい まさと)	弁護士	令6.6.1(第46期)～
労働者委員	菅 勝幸 (すが まさゆき)	UAゼンセン静岡県支部支部長	令4.6.1(第45期)～
	高橋 真澄 (たかはし ますみ)	トクラス労働組合執行委員長	令4.6.1(第45期)～
	齋藤 裕光 (さいとう ひろみつ)	ヤマハ発動機労働組合書記長	令4.6.1(第45期)～
	角山 雅典 (かくやま まさのり)	連合静岡会長	令6.6.1(第46期)～
	河野 由香里 (こうの ゆかり)	全矢崎労働組合中央副執行委員長	令6.6.1(第46期)～
使用者委員	秋山 辰巳 (あきやま たつみ)	元一般社団法人静岡県経営者協会専務理事	平24.11.1(第40期)～
	高井 正人 (たかい まさと)	元ヤマハ株式会社執行役員 人事・総務本部長	令2.6.1(第44期)～
	山崎 伊佐子 (やまざき いさこ)	フジ物産株式会社代表取締役社長	令4.6.1(第45期)～
	松下 恵美子 (まつした えみこ)	三協紙業株式会社代表取締役社長	令4.6.1(第45期)～
	天野 崇志 (あまの たかし)	一般財団法人静岡県銀行協会参与	令5.7.1(第45期)～

表2 第45期退任委員（令和6年5月31日退任）

区分	氏名	在任時の職	委員歴
公	森本 耕太郎 (もりもと こうたろう)	弁護士	平28.6.1～令6.5.31 (第42期～第45期)
労	中西 清文 (なかにし きよふみ)	一般社団法人静岡県労働者福祉協議会 理事長	平30.6.1～令6.5.31 (第43期～第45期)
労	西村 多佳子 (にしむら たかこ)	メガネトップ労働組合中央執行委員長	令2.6.1～令6.5.31 (第44期～第45期)

(2) あっせん員候補者

静岡県労働委員会は、労働関係調整法第10条及び第11条に基づき、労働争議のあっせんに備えて、あっせん員候補者を委嘱しており、現委員、事務局長等に委嘱している。

あっせん員候補者名簿

(令和6年12月末現在)

氏名	現職等
宮田 逸江	弁護士、労働委員会委員
縣 郁太郎	弁護士、労働委員会委員
笹原 恵	静岡大学情報学部長、静岡大学大学院情報学領域教授、労働委員会委員
本庄 淳志	静岡大学人文社会科学部教授、労働委員会委員
白井 正人	弁護士、労働委員会委員
菅 勝幸	UAゼンセン静岡県支部支部長、労働委員会委員
高橋 真澄	トクラス労働組合執行委員長、労働委員会委員
齋藤 裕光	ヤマハ発動機労働組合書記長、労働委員会委員
角山 雅典	連合静岡会長、労働委員会委員
河野 由香里	全矢崎労働組合中央副執行委員長、労働委員会委員
秋山 辰巳	元一般社団法人静岡県経営者協会専務理事、労働委員会委員
高井 正人	元ヤマハ株式会社執行役員人事・総務本部長、労働委員会委員
山崎 伊佐子	フジ物産株式会社代表取締役社長、労働委員会委員
松下 恵美子	三協紙業株式会社代表取締役社長、労働委員会委員
天野 崇志	一般財団法人静岡県銀行協会参与、労働委員会委員
鈴木 洋子	労働委員会事務局長
浅田 伸明	労働委員会事務局調整審査課長

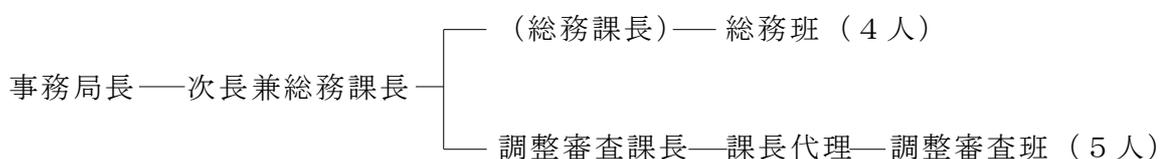
(3) 事務局

①本務職員

委員会の事務を処理するため事務局が置かれ、事務局長以下の職員が配置され、所掌の事務を行っている。

平成 11 年度までは総務課の一課体制であったが、フラットな組織形態の導入と総務事務の集中化を図るための組織改正により、平成 12 年度から総務課が廃止され、総務室と調整審査室の二室体制となった。また、平成 22 年度の組織改編により、「室」の呼称を「課」に改め、「係・スタッフ」を「班」に改めた。なお、総務課の職員は、人事委員会事務局、監査委員事務局の各総務課の職員との併任となっている。

(令和 6 年度における事務局の組織)



②兼務職員

県内各地域の労働情勢の迅速な把握、労働問題に関する身近な相談の実施により、紛争の未然防止と労使関係の安定を図るため、各県民生活センターの職員及び労働相談員が、委員会の事務を兼務している。

(令和 6 年度における兼務職員の配置)

東部県民生活センター（沼津市）… 3 人

中部県民生活センター（静岡市）… 3 人

西部県民生活センター（浜松市）… 3 人

3 総会及び公益委員会議の開催状況

労働委員会は、合議体としての性質上、総会・公益委員会議等の会議を中心にして業務を行っている。

総会は、公益委員、労働者委員、使用者委員の各5人、計15人の全員による会議で、毎月2回定例総会を開催することとしている。令和6年は21回開催した。

公益委員会議は、不当労働行為救済申立ての審査、労働組合の資格審査等を行うため、通常、総会の開催日に開催することとしている。令和6年は12回開催した。

(1) 総会

回	開催日	出席委員(○印…議長)			議 題
		公	労	使	
1713	R6. 1. 24	○ 森本 宮田 笹原 縣 本庄	中西 西村 菅 一 齋藤	秋山 高井 一 一 天野	(1) 第1712回総会(定例)の議事録 (2) 第1650回公益委員会議の議事の概要 (3) 個別的労使紛争あっせん事件(5(個)12号)[解決] (4) 個別的労使紛争あっせん事件(5(個)15号)[解決] (5) 個別的労使紛争あっせん事件(5(個)16号)[開始] (6) 個別的労使紛争あっせん事件(5(個)17号)[開始] (7) 個別的労使紛争あっせん事件(6(個)1号)[開始] (8) 労働争議の終結状況 (9) 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定に基づく非組合員の認定に関する告示について (10) 令和6年度総会の日程 (11) 第79回全国労働委員会連絡協議会総会における議題(案)の提出について (12) 労働委員会制度創設80周年記念行事に係る提案の募集について (13) 第46回関東ブロック労委労協幹事会の結果報告 (14) 大規模災害発生時における安否確認 (15) 令和5年12月議会の報告
1714	R6. 2. 7	○ 森本 宮田 一 縣 本庄	中西 西村 菅 高橋 齋藤	秋山 高井 山崎 一 一	(1) 第1713回総会(定例)の議事録 (2) 取扱事件におけるあっせん員からの応諾勧奨について (3) 2024年春闘の動向について (4) 令和6年度労働委員会の広報に係る取組について
1715	R6. 2. 21	○ 森本 宮田 一 縣 本庄	中西 西村 菅 高橋 一	秋山 高井 一 松下 天野	(1) 第1714回総会(定例)の議事録 (2) 第1651回公益委員会議の議事の概要 (3) 令和6年度諸会議等の日程 (4) 関東ブロック労委労協第46回総会及び研修会の結果報告 (5) 労働委員会制度創設80周年記念行事に係る提案の募集について
1716	R6. 3. 6	○ 森本 宮田 一 縣 本庄	中西 西村 菅 高橋 一	秋山 高井 山崎 松下 天野	(1) 第1715回総会(定例)の議事録 (2) 不当労働行為事件(6(不)1号)[開始] (3) 争議あっせん事件(6(調)1号)[開始] (4) 個別的労使紛争あっせん事件(5(個)16号)[解決] (5) 個別的労使紛争あっせん事件(5(個)17号)[解決] (6) 争議行為の予告 (7) 労働争議の終結状況
1717	R6. 3. 19	○ 森本 宮田 一 縣 本庄	中西 西村 菅 高橋 一	秋山 高井 山崎 松下 天野	(1) 第1716回総会(定例)の議事録 (2) 第1652回公益委員会議の議事の概要 (3) 個別的労使紛争あっせん事件(5(個)17号)[解決] (4) 不当労働行為事件における審査期間の目標について (5) 争議行為の予告 (6) 労働争議の終結状況 (7) 令和6年2月議会の報告
1718	R6. 4. 10	○ 森本 宮田 笹原 縣 本庄	中西 一 菅 高橋 齋藤	秋山 高井 山崎 松下 天野	(1) 第1717回総会(定例)の議事録 (2) 不当労働行為再審査事件(3(不再)50号(2(不)1号))[終結] (3) 不当労働行為事件(5(不)1号)[取下げ] (4) 個別的労使紛争あっせん事件(6(個)1号)[打切り] (5) 争議行為の予告 (6) 労働争議の終結状況 (7) 第152回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の開催について (8) 命令研究会(労委労協)の結果報告 (9) 令和5年度主要業務の執行状況 (10) 令和6年度事務局体制

回	開催日	出席委員(○印…議長)			議 題
		公	労	使	
1719	R6. 4. 24	○ 森本 宮田 笹原 縣 本庄	中西 西村 菅 高橋 齋藤	秋山 高井 山崎 松下 天野	(1) 第1718回総会(定例)の議事録 (2) 第1653回公益委員会議の議事の概要 (3) 第152回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の議題 回答案の検討
1720	R6. 5. 22	○ 森本 宮田 笹原 一 本庄	中西 西村 菅 高橋 齋藤	秋山 高井 山崎 松下 天野	(1) 第1719回総会(定例)の議事録 (2) 第1654回公益委員会議の議事の概要 (3) 不当労働行為事件(6(不)2号)[開始] (4) 争議あつせん事件(6(調)1号)[解決] (5) 争議あつせん事件(6(調)2号)[開始] (6) 個別的労使紛争あつせん事件(6(個)2号)[開始] (7) 労働争議の終結状況 (8) 令和6年度関東地区労使関係セミナー(第1回)に対する 協賛名義の使用許可
1721 臨時	R6. 6. 3	○ 宮田 縣 笹原 本庄 白井	菅 高橋 齋藤 角山 河野	秋山 高井 山崎 松下 天野	(1) 会長及び会長代理の選挙 (2) あつせん員候補者の委嘱 (3) 労・使幹事委員の選任について (4) 総会における委員の座席の決定 (5) 令和6年度定例総会の開催日程
1722	R6. 6. 12	○ 宮田 縣 笹原 本庄 白井	菅 高橋 齋藤 角山 河野	秋山 高井 山崎 松下 天野	(1) 第1720回総会(定例)の議事録 (2) 第1721回総会(臨時)の議事録 (3) 第1655回公益委員会議の議事の概要 (4) 個別的労使紛争あつせん事件(6(個)3号)[開始] (5) 争議行為の予告 (6) 労働争議の終結状況 (7) 第152回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の結果 報告 (8) 第153回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の議題 について (9) 今後の労働委員会の新たな役割に関する検討会について
1723	R6. 6. 26	○ 宮田 縣 笹原 本庄 一	菅 高橋 齋藤 角山 河野	秋山 高井 山崎 松下 天野	(1) 第1722回総会(定例)の議事録 (2) 第1656回公益委員会議の議事の概要 (3) 個別的労使紛争あつせん事件(6(個)4号)[開始] (4) 令和6年度全国労働委員会会長連絡会議の結果報告
1724	R6. 7. 10	○ 宮田 縣 笹原 本庄 白井	菅 高橋 齋藤 角山 河野	秋山 一 山崎 一 天野	(1) 第1723回総会(定例)の議事録 (2) 第1657回公益委員会議の議事の概要 (3) 個別的労使紛争あつせん事件(6(個)2号)[解決] (4) 個別的労使紛争あつせん事件(6(個)5号)[開始] (5) 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の 規定に基づく認定について (6) 第38回14都道府県労働委員会使用者委員会議の結果報告 (7) 過去15年間以内(平成20年以降)で、労働組合以外の労 働者の団体(争議団等)があつせん・調停申請をした事 例、及びそれ以外で過半数代表に関わって紛争解決が求 められた事件等についてのアンケート調査(中労委)
1725	R6. 7. 24	○ 宮田 縣 笹原 本庄 白井	菅 高橋 齋藤 角山 河野	秋山 高井 山崎 松下 天野	(1) 第1724回総会(定例)の議事録 (2) 個別的労使紛争あつせん事件(6(個)3号)[打切り] (3) 第153回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の開催 (4) 命令研究会(労委労協)の結果報告 (5) 令和6年6月議会の報告
1726	R6. 8. 21	○ 宮田 縣 一 本庄 白井	菅 高橋 齋藤 角山 一	秋山 高井 山崎 松下 天野	(1) 第1725回総会(定例)の議事録 (2) 第1658回公益委員会議の議事の概要 (3) 争議あつせん事件(6(調)2号)[打掛け] (4) 争議あつせん事件(6(調)3号)[開始] (5) 個別的労使紛争あつせん事件(6(個)5号)[打切り] (6) 第153回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会運営委員 会運営委員の退任に伴う後任の選出について (7) 第153回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の議題回 答案の検討 (8) 令和6年度監査・決算審査の報告

回	開催日	出席委員(○印…議長)			議 題
		公	労	使	
1727	R6. 9. 11	○ 宮田 縣 笹原 本庄 白井	菅 高橋 齋藤 一 河野	秋山 高井 山崎 松下 天野	(1) 第1726回総会(定例)の議事録 (2) 第1659回公益委員会議の議事の概要 (3) 不当労働行為事件(6(不)2号)[取下げ] (4) 争議あつせん事件(6(調)2号)[解決] (5) 個別的労使紛争あつせん事件(6(個)4号)[打切り] (6) 個別的労使紛争あつせん事件(6(個)6号)[開始] (7) 個別的労使紛争あつせん事件(6(個)7号)[開始] (8) 第79回全国労働委員会連絡協議会総会の開催について (9) 令和6年度公労使委員合同研修の結果報告 (10) 令和6年度個別労働紛争解決研修の結果報告
1728	R6. 9. 25	○ 宮田 縣 笹原 本庄 白井	菅 高橋 齋藤 角山 河野	秋山 高井 山崎 松下 天野	(1) 第1727回総会(定例)の議事録 (2) 第1660回公益委員会議の議事の概要 (3) 争議あつせん事件(6(調)2号)[解決] (4) 争議あつせん事件(6(調)4号)[開始] (5) 個別的労使紛争あつせん事件(6(個)6号)[打切り] (6) 第153回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の結果報告 (7) 令和6年度関東ブロック労働委員会会長連絡協議の結果報告
1729	R6. 10. 9	○ 宮田 縣 笹原 本庄 白井	一 高橋 齋藤 角山 河野	秋山 高井 山崎 松下 天野	(1) 第1728回総会(定例)の議事録 (2) 第1661回公益委員会議の議事の概要 (3) 争議あつせん事件(6(調)3号)[解決] (4) 個別的労使紛争あつせん事件(6(個)8号)[開始] (5) 個別的労使紛争あつせん事件(6(個)9号)[開始] (6) 関東ブロック労委協第20回委員研修会の結果報告 (7) 令和6年度個別労働紛争解決研修の結果報告 (8) 委員研修会の開催について (9) 令和6年度「個別労働関係紛争処理制度周知月間」における取組 (10) 監査結果に関する報告
1730	R6. 11. 13	○ 一 縣 笹原 本庄 白井	菅 一 齋藤 角山 河野	秋山 高井 一 松下 天野	(1) 第1729回総会(定例)の議事録 (2) 個別的労使紛争あつせん事件(6(個)10号)[開始] (3) 個別的労使紛争あつせん事件(6(個)11号)[開始] (4) 争議行為の予告 (5) 労働争議の終結状況 (6) 第154回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の議題について (7) 命令研究会(労委労協)の結果報告 (8) 令和6年9月議会の報告 (9) 令和6年度決算特別委員会の報告
1731	R6. 11. 27	○ 宮田 縣 笹原 本庄 一	菅 高橋 齋藤 一 河野	秋山 高井 山崎 松下 天野	(1) 第1730回総会(定例)の議事録 (2) 第1662回公益委員会議の議事の概要 (3) 個別的労使紛争あつせん事件(6(個)7号)[打切り] (4) 個別的労使紛争あつせん事件(6(個)12号)[開始] (5) 個別的労使紛争あつせん事件(6(個)13号)[開始] (6) 争議行為の予告 (7) 第79回全国労働委員会連絡協議会総会の結果報告
1732	R6. 12. 11	○ 宮田 縣 一 本庄 白井	一 高橋 齋藤 角山 河野	秋山 高井 山崎 松下 天野	(1) 第1731回総会(定例)の議事録 (2) 争議あつせん事件(6(調)5号)[開始] (3) 個別的労使紛争あつせん事件(6(個)10号)[打切り] (4) 個別的労使紛争あつせん事件(6(個)11号)[打切り] (5) 令和6年度公労使委員個別紛争専門研修の結果報告
1733	R6. 12. 25	○ 宮田 縣 笹原 本庄 白井	菅 高橋 齋藤 角山 河野	秋山 高井 山崎 松下 天野	(1) 第1732回総会(定例)の議事録 (2) 個別的労使紛争あつせん事件(6(個)8号)[解決] (3) 個別的労使紛争あつせん事件(6(個)9号)[解決] (4) 個別的労使紛争あつせん事件(6(個)13号)[解決] (5) 第47回関東ブロック労委労協幹事会の結果報告 (6) 令和6年度12月議会の報告

(2) 公益委員会議

回	開催日	出席委員 (○印…議長)	議 題
1651	R6. 2. 7	○森本 宮田 一 縣 本庄	(1) 資格審査関係(静岡県労働委員会第46期労働者委員候補者の推薦に係る申請)
1652	R6. 3. 6	○森本 宮田 一 縣 本庄	(1) 不当労働行為事件(5(不)1号)[報告] (2) 不当労働行為事件(6(不)1号)[申立て] (3) 資格審査関係(6(不)1号) (4) 不当労働行為事件における審査期間の目標について
1653	R6. 4. 10	○森本 宮田 笹原 縣 一	(1) 不当労働行為再審査事件(令和3年(不再)第50号(2(不)1号))[終結] (2) 不当労働行為事件(5(不)1号)[取下げ] (3) 資格審査関係(5(不)1号) (4) 令和6年度全国労働委員会公益委員連絡会議の議題の募集について (5) 第152回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会における公益委員打合せ会及び第91回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議の開催について
1654	R6. 4. 24	○森本 宮田 笹原 縣 本庄	(1) 不当労働行為事件(6(不)1号)[報告] (2) 第91回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議の議題回答の検討
1655	R6. 5. 22	○森本 宮田 笹原 一 本庄	(1) 不当労働行為事件(6(不)2号)[申立て] (2) 資格審査関係(6(不)2号) (3) 第91回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議の議題回答の検討 (4) 令和6年度十四都道府県労働委員会公益委員会議の議題提案について
1656	R6. 6. 12	○宮田 縣 笹原 本庄 白井	(1) 第91回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議の結果報告 (2) 第92回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議の議題について
1657	R6. 6. 26	○宮田 縣 笹原 本庄 一	(1) 不当労働行為事件(6(不)1号)[報告] (2) 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定に基づく非組合員の認定告示
1658	R6. 7. 24	○宮田 縣 笹原 本庄 白井	(1) 令和6年度関東ブロック労働委員会会長連絡会議の開催について (2) 第92回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議の開催について (3) 令和6年度十四都道府県労働委員会公益委員会議の開催について
1659	R6. 8. 21	○宮田 縣 一 本庄 白井	(1) 不当労働行為事件(6(不)1号)[報告] (2) 不当労働行為事件(6(不)2号)[報告] (3) 令和6年度十四都道府県労働委員会公益委員会議の議題回答の検討 (4) 第92回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議の議題回答の検討 (5) 令和6年度全国労働委員会連絡協議会公益委員連絡会議の開催要領について
1660	R6. 9. 11	○宮田 縣 笹原 本庄 白井	(1) 不当労働行為事件(6(不)2号)[取下げ] (2) 資格審査関係(6(不)2号)
1661	R6. 9. 25	○宮田 縣 一 本庄 白井	(1) 令和6年度関東ブロック労働委員会会長連絡会議の結果報告 (2) 第92回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議の結果報告
1662	R6. 11. 13	一 ○縣 笹原 本庄 白井	(1) 令和6年度十四都道府県労働委員会公益委員会議の結果報告 (2) 第93回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議の議題について

不当労働行為の審査等

1 概 況

令和6年中に当委員会が取り扱った不当労働行為事件は5(不)1号、6(不)1号及び6(不)2号の3件で、新規に申し立てられたものは2件である。

不当労働行為事件の推移

(単位：件)

区分	項 目		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
係 属	前年からの繰越		1	2	0	0	1	
	新 規 申 立		1	0	0	1	2	
	計		2	2	0	1	3	
終 結 状 況	命 令 ・ 決 定	救 済	全部	0	0	0	0	0
			一部	0	1	0	0	0
		棄 却		0	1	0	0	0
		却 下		0	0	0	0	0
	取 下 げ ・ 和 解	取 下		0	0	0	0	1
		無 関 与		0	0	0	0	0
		関 与		0	0	0	0	1
	翌年への繰越		2	0	0	1	1	
	計		2	2	0	1	3	
	終結事件の平均処理日数(日)			—	530	—	—	163

(注)処理日数とは、申立てから終結までの日数をいう。

2 不当労働行為事件一覧表

事件番号 (事件名)	申立人	上部 団体	被申立人	業 種	救済申立内容	労組法 7条 該当号	申立年月日 終結年月日	処理 日数	第1回調査年月日 (調査回数) 第1回審問年月日 (審問回数) 結審日	終結 事由	備 考
5 (不) 1	Xユニオン	無	株式会社Y	製造業(食料品 製造業)	不利益取扱い	1号 4号	5. 9. 21 6. 3. 29	191	5. 11. 30 (2) — (—) —	取下 げ	
6 (不) 1	ユニオンX	無	有限会社Y	卸売業、小売業	団交拒否	2号	6. 2. 22 —	—	6. 4. 18 (3) — (—) —	—	
6 (不) 2	X組合	有	株式会社Y	サービス業(職 業紹介・労働者 派遣業)	団交拒否	2号	6. 4. 22 6. 9. 3	135	6. 7. 29 (2) — (—) —	関与 和解	

(注) 処理日数とは、申立から終結までの日数。

3 労働組合の資格審査

労働組合は、労働委員会の労働者委員候補者を推薦するとき、不当労働行為の救済申立てをするとき、法人登記をするとき等に、労働委員会に労働組合の資格審査の申請をしなければならない。労働委員会では、申請のあった労働組合が、労働組合法第2条及び同第5条に規定された要件を備えているか否か審査している（労働委員会規則第22条）。

(単位：件)

年	申請区分	適合	取下・打切	不適合	継続中	年計
前年繰越分	不当労働行為	0	1	0	0	1
6年新規分	不当労働行為	0	1	0	1	21
	法人登記	0	0	0	0	
	委員推薦	19	0	0	0	
	労働者供給事業	0	0	0	0	
合計		19	2	0	1	22

4 地方公営企業等の労働関係に関する法律の規定に基づく認定及び告示

地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定により、労働委員会は地方公営企業等の職員のうち、労働組合法第2条第1号に規定する者、すなわち労働組合に加入することができない者の範囲を認定し、これを告示することとなっている。

令和6年中に行った認定・告示は1件である。

認定 番号	認定 年月日	告示 年月日	地方 公営 企業 等名	勤務箇所	労働組合法第2条 第1号に規定する者	備考
1	6.6.26	6.7.5	静岡市 上下 水道 局	上下水道局 経営管理部 上下水道総務課 上下水道経営企画課 上下水道経理課	局長、局次長、部長、参与、課長、 水道事務所長、下水道事務所長、担 当課長、参事 主幹 課長補佐 総務・調整係の係長、副主幹、主査 人材・厚生係の係長、副主幹、主査 課長補佐 経営戦略係の係長、副主幹、主査 課長補佐 水道経理係の係長、副主幹、主査 下水道経理係の係長、副主幹、主査	組織 改正 に伴 う変 更

労働争議の調整

1 概 況

令和6年中に取り扱った調整事件は5件であり、いずれも新規申請事件であった(※1)。

新規申請事件5件の内訳は、申請者別ではすべて組合であった。

業種別では、運輸業が1件(道路貨物運送業1)、サービス業が1件(その他の事業サービス業1)、その他が3件(医療・福祉2、不動産業・物品賃貸業1)であった。

調整事項別では、団交促進が2件、賃金等が1件、給与以外の労働条件が1件、経営・人事が1件であった。

係属した5件のうち3件が年内に終結、2件を翌年に繰越した。終結した3件の内訳は、すべて解決で、所要日数(調整員の指名から終結までの日数)は最短が70日、最長が148日で、平均所要日数は98日であった。

調整事件の推移

(単位：件)

区分	項目	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
係属	前年からの繰越	0	0	0	1	0
	新規申請	11	5	6	2	5
	計	11	5	6	3	5
申請者	労働組合 (うち争議団)	11 (1)	4 (0)	6 (0)	1 (0)	5 (0)
	使用者	0	1	0	1	0
	労使連名申請	0	0	0	0	0
	計(※2)	11	5	6	2	5
業種 (※3)	建設業	0	0	0	0	0
	製造業	3	1	3	1	0
	運輸業	1	1	2	0	1
	卸売・小売業	2	0	0	0	0
	サービス業	2	1	1	0	1
	その他	3	2	0	1	3
計(※2)	11	5	6	2	5	
調整事項	賃金等	3	0	2	1	1
	給与以外の労働条件	0	0	0	0	1
	団交促進	4	2	4	0	2
	経営・人事	3	3	0	1	1
	その他	1	0	0	0	0
計(※2)	11	5	6	2	5	
終結状況	解決	5	2	1	1	3
	打切	5	2	3	1	0
	取下	1	1	1	1	0
	不開始	0	0	0	0	0
	移管	0	0	0	0	0
	翌年への繰越	0	0	1	0	2
計	11	5	6	3	5	
終結事件の平均所要日数		68	52	73	75	98

※1 調整種別は、全て「あっせん」である。

※2 申請者別、業種別、調整事項別の件数は、新規申請分の件数である。

※3 「業種」のうち「サービス業」は第6章資料8の産業区分記号L・M・N・Q・Rに対応し、また「その他」は同O・P・S・Tに対応する。

2 労働争議調整事件一覧表

通番	事件番号	調整区分	申請	人数		業種	調整事項	事件概要	調整結果	申請年月日 (指名年月日) 終結年月日	調整回数	処理日数 (所要日数)
				組合員	従業員							
1	6 (調) 1	あっせん	労	9	180	運輸業、郵便業 (道路貨物運送業)	給料の改善	給料等をめぐる団交が進展していないとして、給与制度の改善を求めた事件。協議事項を整理し、自主団交促進に向けて調整を図った。	解決	6. 2. 26 (6. 3. 1) 6. 5. 9	1	74 (70)
2	6 (調) 2	あっせん	労	18	300	不動産業、物品貸業	団交継続等	組合員の退職金の不足額等に係る団交を被申請者が拒否したとして、団交促進を求めた事件。解決金の支払による調整を図った。	解決	6. 4. 8 (6. 4. 17) 6. 9. 11	2	157 (148)
3	6 (調) 3	あっせん	労	46	110	医療、福祉 (医療業)	要求への回答	労働条件に係る要求への回答を求めた事件。今後の労使協議のルールを制定する方向で調整を図った。	解決	6. 7. 9 (6. 7. 10) 6. 9. 24	1	78 (77)
4	6 (調) 4	あっせん	労	70	130	医療、福祉 (社会保険・社会福祉・介護事業)	解雇撤回等	組合員らの解雇撤回等を求める事件。	—	6. 9. 9 (6. 9. 17) —	—	—
5	6 (調) 5	あっせん	労	18	60	サービス業 (その他の事業サービス業)	団交促進	組合員の雇用、労災に係る団交の実施を求めた事件。	—	6. 10. 16 (6. 10. 24) —	—	—

(注) 1 申請欄の「労」は労働組合の申請、「使」は使用者の申請、「双」は双方の申請、「職」は職権によるもの。

2 指名年月日とは、調整員を指名した日をいう。

3 処理日数は申請から終結までの日数。(所要日数)は調整員の指名から終結までの日数。

3 終結事件の調整概要

事件番号	令和6年(調)1号	調整区分	あっせん
申請者	X労働組合	被申請者	Y株式会社
申請年月日	令和6年2月26日	指名年月日	令和6年3月1日
終結年月日	令和6年5月9日	終結事由	解決
調整事項	給料の改善		
<p>○ 事件の概要</p> <p>両当事者は、Xが結成されて以降、給与に係る事項等について繰り返し団交を行っている。団交の中で、YはXに対して組合員の基本給を上げることを約束し、一部組合員について社内評価のランクが上げられ、賃金の引上げがなされた。</p> <p>これに対しXは、当該ランクの引上げは不当な評価を受けていた者が正当に評価されるようになっただけであること、そもそもランクの変動に伴い基本給が上下することは、「基本給は下がない」という原則に反していることを主張し、給与体制の見直し、ランク制度の廃止等について団交の中で求めている。</p> <p>Xは、数年間交渉してきたが、Yから明確な回答はなく、給料等を巡る団交が被申請者の不誠実な対応によって全く進展していないとして、あっせん申請に至った。</p> <p>○ 申請者（労働組合）側の主張</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年齢給と職能給の合算が基本給であるが、職能給は評価に応じて変動するため、評価が下がれば基本給も下がることとなり違法であると思われる。 ・これまで被申請者とは団交を繰り返しているが、給与規定や評価規定などの資料がしっかりと出されていない。一部出ているものもあるが、何度も依頼してやっと見せてもらったものである。 ・被申請者は、団交には応じるものの、申請者からの質問に対して満足な回答をしないている。 <p>○ 被申請者（使用者）側の主張</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価が良ければ職能給の上がり幅が増える。評価が悪い場合には給与を減額できると規定しているが、近年は評価が悪くても減額しないような運用をしている。 ・給与規定や評価規定などは、組合員に限らず従業員が見られるようにしているはずである。 ・給与と人事評価の関係等については、団交の中で申請者に説明している。 <p>○ 結果</p> <p>あっせん員が両当事者の主張を聞いたところ、両当事者は団交を行っているものの、給与体系や、人事評価と給与の関係等について、YからXに対して十分な説明が行われていない様子が窺われた。</p> <p>そこで、YがXに対して給与体系及び人事評価に係る資料を開示、説明をした上で、今後の協議を行っていくことは可能か確認したところ、両当事者がこれに合意し、本件は解決した。</p>			

事件番号	令和6年(調)2号	調整区分	あっせん
申請者	Xユニオン	被申請者	Y株式会社
申請年月日	令和6年4月8日	指名年月日	令和6年4月17日
終結年月日	令和6年9月11日	終結事由	解決
調整事項	団交継続等		

○ 事件の概要

Xの組合員Aは、上司からのパワハラ・モラハラ及び母親の介護を理由にYを退職した。しかし、退職後に支払われた退職金が自身の計算よりも低額であったため、Yに対し、その不足分を請求した。Yから、退職金の計算に勤務評価が反映された結果である旨回答があったが、Aはこれに納得できず、Xに相談・加入した。

Xは、退職金の不足に加え、不当な給与減額、未払の残業代及び手当があったとして、その合計金額を支払うことを求め、団交を申し入れた。

団交を2度実施した後、Xが第3回団交申入れを行ったところ、Yは、「これ以上の進展は見込まれない」として、団交を拒否する旨回答した。これを受け、Xは団交実施を求め、労働委員会にあっせんに申請した。

○ 申請者（労働組合）側の主張

- ・少なくとも退職金不足分の2倍程度の解決金を希望する。
- ・被申請者は提示額の根拠を示しておらず、納得できない。

○ 被申請者（使用者）側の主張

- ・解決金について、早期解決を図るための一定の譲歩は可能である。

○ 結果

<第1回あっせんの経過>

両当事者の金銭解決に対する前向きな姿勢を確認した上で、あっせん員からYに対し、労務管理に係る手続上の問題点が見受けられること及び紛争の長期化のリスク等を説明し、提示額の引上げを打診したところ、一度持ち帰って検討したい旨の意向が示されたことから、打掛けとした。なお、あっせん終了から第2回あっせん期日までの間に2度、使用者側あっせん員からY代理人に対し、本件解決のための歩み寄りを働き掛けた。

<第2回あっせんの経過>

Yの提示額を確認した上で、Xに合意可能か確認したところ、Xは、Yには金額のさらなる上積みの余地があるのではないかと主張した。そこで、あっせん員から、Yの提示額は、使側あっせん員の粘り強い働きかけの結果であり、これ以上の歩み寄りには困難であることなどを伝えたと、XがYの提示額に同意したため、解決金の支払等で合意が成立し、解決した。

事 件 番 号	令和6年(調)3号	調 整 区 分	あっせん
申 請 者	X組合	被 申 請 者	Y法人
申 請 年 月 日	令和6年7月9日	指 名 年 月 日	令和6年7月10日
終 結 年 月 日	令和6年9月24日	終 結 事 由	解決
調 整 事 項	要求への回答		
<p>○ 事件の概要</p> <p>Yからの労働時間延長等労働条件の変更に係る提案に対し、Xは賃金未払の改善や経営資料の提供を求める要求書を提出したものの、Yからの回答はなかった。その後もXは3回にわたり賃上げや就労時間の確認を求める要求書を提出したが、いずれの要求書についてもYからの回答がなされなかった。</p> <p>Xは、Yが組合からの要求書には回答するという労使慣行を破り、Xを無視する態度をとっているとして、要求への回答を求めてあっせんに申請した。</p> <p>○ 申請者（労働組合）側の主張</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ あっせん時点で既に労働時間延長がなされた。労働時間延長の必要性は理解しているが、延長した時間分の賃上げも併せて行うべきであると考える。 ・ 法令を遵守し、Yが主張を押しつけることのない場での話し合いの場を求める。 <p>○ 被申請者（使用者）側の主張</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 労働時間延長については、Xと繰り返し話し合いを行ってきた。 ・ 過去行っていた労使協議会を再開し、Xと協議を進めていきたいと思っている。 <p>○ 結果</p> <p>本件あっせん事項である「要求への回答」については、あっせん期日前に既にYによって行われており、あっせん直前にも団体交渉が開催されていたことから、両当事者の意向を確認の上、将来に向けた円滑な労使関係の構築を目的とする形での解決を図ることとした。</p> <p>労使が協議を行う場としてYが開催を希望している労使協議会の従来の開催状況等について、両当事者から聞き取ったところ、以前当事者間で労使協議会等のルールについて確認する文書の内容に関して協議されたものの、当該ルールは未だ機能するに至っていないことがわかった。</p> <p>そこで、両当事者に対し、労働条件の変更等に当たっては、誠実な労使協議を重ねていくことが肝要であり、そのためには、開催のルールを設定した上で協議を行う場を設け、これを定期的の実施していくことが必要であることなど、あっせん員による説得を行った。その結果、労使協議会の開催に係るルール設定について速やかに協議を行うこと及び今後の安定的な労使関係の構築に努めることにより合意が成立し、本件は終了した。</p>			

4 労働争議実情調査

労働争議の実情調査は、労働争議が発生した際に必要に応じ実施している。特に、争議行為予告通知が義務付けられている公益事業については、県民生活へ大きな影響を及ぼすことが予測されるため、争議予告通知を受けたときに速やかに調査することとしている。

当労委では、当労委に直接争議予告の通知があったもののほか、中央労働委員会に通知された争議予告のうち、県内事業所において解決が図られる見込みのある争議について、調査を実施している。

令和6年中に実施した調査件数は32件である。

業種別にみると、医療業が11件と最も多く、次いで道路貨物運送業8件、鉄道業・道路旅客運送業7件、港湾業3件、郵便・電気通信業2件、廃棄物処理業1件であった。

また、交渉事項別では、賃上げが25件と最も多く、次いで年末一時金4件、夏季一時金3件となっている。

労働争議実情調査の推移

(単位：件)

区分	項目	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
件数	前年からの繰越	15	23	5	3	1
	新規	36	49	33	40	31
	計	51	72	38	43	32
業種	鉄道業・道路旅客運送業	9	10	8	10	7
	道路貨物運送業	9	12	9	12	8
	医療業	24	33	11	13	11
	廃棄物処理業	3	4	2	2	1
	郵便・電気通信業	2	3	2	2	2
	電力業	2	1	0	0	0
	港湾業	2	9	6	4	3
	計	51	72	38	43	32
交渉事項	賃上げ	42	52	27	26	25
	年間臨給	0	0	0	0	0
	夏季一時金	2	2	1	3	3
	年末一時金	6	11	6	12	4
	労働条件の改善	1	0	0	2	0
	その他	0	7	4	0	0
	計	51	72	38	43	32

個別的労使紛争のあっせん

1 概 況

令和6年中に取り扱った個別的労使紛争あっせん事件は17件であり、前年からの繰越しが3件、新規申請が14件であった。

新規申請14件の内訳は、申請者別では、労働者申請13件、使用者申請1件であった。

業種別では、製造業が多く、紛争内容別では、職場の人間関係が多かった。

係属事件のうち15件が年内に終結し、2件が翌年へ繰り越された。終結状況は、解決7件、打切8件、処理日数（申請から終結までの日数）は、最長が99日、最短が34日、平均処理日数は68日であった。

個別的労使紛争あっせん事件の推移

(単位：件)

区分	項目	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
係属	前年からの繰越	2	6	4	3	3
	新規申請	11	15	9	17	14
	計	13	21	13	20	17
申請者	労働者	11	14	9	16	13
	使用者	0	1	0	1	1
	計(※)	11	15	9	17	14
業種	農業	0	0	0	1	0
	建設業	0	1	0	1	2
	製造業	3	2	0	5	5
	電気・ガス・水道業	0	0	0	0	0
	情報通信業	0	0	1	0	0
	運輸業	0	0	1	1	0
	卸売・小売業	1	3	1	1	1
	金融・保険業	0	0	0	0	0
	不動産業	0	0	1	0	0
	専門技術サービス業	0	2	1	0	0
	宿泊・飲食サービス業	1	1	0	0	1
	生活関連サービス業・娯楽業	0	3	0	0	0
	教育・学習支援業	0	0	1	2	1
	医療・福祉	4	2	2	1	1
	複合サービス業	0	0	0	0	0
	サービス業	2	1	0	5	3
	その他	0	0	1	0	0
計(※)	11	15	9	17	14	
調整事項	経営又は人事	6	9	7	8	5
	賃金	4	1	0	2	0
	労働条件等	0	1	0	1	3
	職場の人間関係	1	4	2	6	6
	その他	0	0	0	0	0
計(※)	11	15	9	17	14	
終結状況	解決	3	7	7	6	7
	打切	4	8	3	11	8
	取下	0	2	0	0	0
	不開始	0	0	0	0	0
	翌年への繰越	6	4	3	3	2
	計	13	21	13	20	17
終結事件の平均処理日数(日)		44	64	94	73	68

※ 申請者別、業種別、調整事項別の各合計は、新規申請分の件数である。

2 個別的労使紛争あっせん事件一覧表

通番	事件番号	申請者	労働者の雇用形態	業種	あっせん事項	事件概要	あっせん結果	申請年月日 (指年月日) 終結年月日	あっせん回数	処理日数 (所要日数)
1	5 (個) 15	労働者	派遣労働者	サービス業(職業紹介・労働者派遣業)	労働条件の相違等による精神的苦痛に係る和解金	採用面接で提示された労働条件が実際のものと異なっており、不安を抱えたまま働かざるを得なかったことよって生じた精神的苦痛に対し、慰謝料を求めた事件。解決金による調整を図った。	解決	5. 11. 27 (5. 12. 4) 6. 1. 10	1	45 (38)
2	5 (個) 16	労働者	正社員	医療・福祉(社会保険・社会福祉・介護事業)	整理解雇による精神的、経済的損害に対する補償金	不当な整理解雇に対し、補償金を求めた事件。解決金による調整を図った。	解決	5. 12. 4 (5. 12. 7) 6. 3. 4	1	92 (89)
3	5 (個) 17	労働者	アルバイト	教育、学習支援業	パワハラ等に伴う損害賠償及び未払賃金の請求	在職中にパワハラ及び賃金未払があったことに対し、損害賠償等を求めた事件。解決金による調整を図った。	解決	5. 12. 13 (5. 12. 26) 6. 3. 6	1	85 (72)
4	6 (個) 1	労働者	有期雇用労働者	教育、学習支援業	雇止め撤回及び復職	無期雇用となれることを期待していたにもかかわらず、雇止めとなったことに対し、雇止めの撤回及び復職を求めた事件。解決金及び雇用の継続について双方の合意が得られなかった。	打切り	6. 1. 4 (6. 1. 11) 6. 3. 26	1	83 (76)
5	6 (個) 2	労働者	正社員	サービス業(その他事業サービス業)	嫌がらせに係る安全配慮義務違反に対する和解金	嫌がらせを受けた際の被申請者の対応が安全配慮義務違反であるとして慰謝料等を求めた事件。解決金による調整を図った。	解決	6. 4. 30 (6. 5. 8) 6. 6. 27	1	59 (51)
6	6 (個) 3	労働者	正社員	製造業(飲料・たばこ・飼料製造業)	残業時間の削減	入社時に示された残業時間と実際の残業時間が異なることに対する損害補償金を求めた事件。被申請者は不応諾の意向を示した。	打切り (不応諾)	6. 5. 20 (6. 6. 7) 6. 7. 9	0	51 (33)
7	6 (個) 4	労働者	正社員	卸売業、小売業	職場復帰のためのパワハラは是正	パワハラを原因として休職している申請者が、被申請者に改善を求めているものの動きが見られないとして職場復帰のためのパワハラは是正を求めた事件。被申請者は不応諾の意向を示した。	打切り (不応諾)	6. 6. 7 (6. 6. 12) 6. 8. 21	0	76 (71)
8	6 (個) 5	労働者	正社員	製造業(木材・木製品製造業)	パワハラに対する慰謝料等の請求	パワハラを放置したことは安全配慮義務違反に当たるとして慰謝料等を求めた事件。被申請者は不応諾の意向を示した。	打切り (不応諾)	6. 6. 12 (6. 6. 19) 6. 8. 2	0	52 (45)

通番	事件番号	申請者	労働者の雇用形態	業種	あつせん事項	事件概要	あつせん結果	申請年月日(指名年月日) 終結年月日	あつせん回数	処理日数(所要日数)
9	6(個)6	労働者	正社員	製造業(輸送用機械器具製造業)	復職に伴う精神的苦痛に対する慰謝料	復職に伴い賃金が減少したこと等による精神的苦痛に対する慰謝料を求めた事件。被申請者は不応諾の意向を示した。	打切り(不応諾)	6.8.7 (6.8.20) 6.9.18	0	43 (30)
10	6(個)7	労働者	正社員	医療・福祉(社会保険・社会福祉・介護事業)	配転に係る安全配慮義務違反による精神的苦痛に対する慰謝料等	精神疾患を抱える申請者に対して配転を行おうとしたこと等は安全配慮義務違反であるとして慰謝料等を求めた事件。解決金の支払について双方の合意が得られなかった。	打切り	6.8.13 (6.8.20) 6.11.18	1	98 (91)
11	6(個)8	使用者	正社員	製造業(その他の製造業)	退職の意思表示の有効性	被申請者が示した退職の意思表示が有効であることの確認を求めた事件。申請者の退職日の確認及び解決金の支払により調整を図った。	解決	6.9.12 (6.9.25) 6.12.19	1	99 (86)
12	6(個)9	労働者	有期雇用労働者	サービス業(その他サービス業)	パワハラに対する損害賠償等	被申請者からパワハラを受けたとして損害賠償等を求めた事件。解決金の支払により調整を図った。	解決	6.9.25 (6.9.27) 6.12.20	1	87 (85)
13	6(個)10	労働者	派遣労働者	サービス業(職業紹介・労働者派遣業)	給与補償	契約期間の短縮に係る給与の補償を求めた事件。被申請者は不応諾の意向を示した。	打切り(不応諾)	6.9.26 (6.10.4) 26.11.27	0	63 (55)
14	6(個)11	労働者	派遣労働者	製造業(輸送用機械器具製造業)	派遣契約の終了に係る精神的苦痛に対する慰謝料	被申請者から派遣契約を終了されたことに係る精神的苦痛に対して慰謝料を求めた事件。被申請者は不応諾の意向を示した。	打切り(不応諾)	6.10.16 (6.10.24) 6.12.2	0	48 (40)
15	6(個)12	労働者	契約社員	宿泊業、飲食サービス業(宿泊業)	パワハラ等に対する慰謝料	被申請者からパワハラを受けたこと等に対して慰謝料等を求める事件。	—	6.10.18 (6.10.30) —	—	—
16	6(個)13	労働者	正社員	建設業	パワハラに対する慰謝料等	被申請者からパワハラを受けたことに対して慰謝料等を求めた事件。申請者の退職日の確認及び解決金の支払により調整を図った。	解決	6.11.13 (6.11.18) 6.12.16	1	34 (29)

通番	事件番号	申請者	労働者の雇用形態	業種	あっせん事項	事件概要	あっせん結果	申請年月日 (指名年月日) 終結年月日	あっせん回数	処理日数 (所要日数)
17	6 (個) 14	労働者	パート	建設業	一方的な退職 手続による精 神的苦痛に対 する慰謝料及 び未払賃金等 の請求	被申請者から一方的に退職を強要されたこと に対する慰謝料や未払の時間外手当の支払等 を求めめる事件。	—	6.12.20 (6.12.25) —	—	—

(注) 1 「労働者の雇用形態」欄における区分は次のとおりとする。

- ・ 正社員・正職員…勤務先において、「一般職員」「正社員」又はそれに類する名称で呼ばれている者
 - ・ パート・アルバイト・有期雇用労働者…就業時間や日数に関わらず、勤務先で「パートタイマー」「アルバイト」又はそれに類する名で呼ばれている者
 - ・ 派遣労働者…「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に基づき労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されて労働した者
 - ・ 契約社員…専門的職種に従事させることを目的とした、雇用期間の定めのある労働契約により雇用された者
- 2 「指名年月日」とは、あっせん員を指名した日をいう。
- 3 「処理日数」とは申請から終結までの日数をいい、「(所要日数)」とはあっせん員の指名から終結までの日数をいう。

連絡会議・研修会等

1 全国・ブロック委員連絡会議等開催状況

中央労働委員会及び各都道府県労働委員会の相互の連絡を密にし、事務処理の統一と調整を図るため、公益委員、労働者委員、使用者委員の三者による連絡協議会や、各側委員それぞれの連絡会議等が全国規模又は地域別の会議として開催された。

(1) 全労委関係

① 全国労働委員会会長連絡会議

開催日：令和6年6月14日（金）

主催労委：中央労働委員会、岐阜県労働委員会

講演：「正社員と定年後再雇用有期嘱託職員との基本給格差の不合理性

－ 名古屋自動車学校事件・最一小判 令5・7・20 －」

東京大学大学院法学政治学研究科教授・

東京都労働委員会公益委員 神吉 知郁子 氏

議題懇談：今後の労働委員会における個別労働関係紛争業務の位置づけについて

（中央労働委員会提案）

② 全国労働委員会連絡協議会公益委員連絡会議

開催日：令和6年11月14日（木）

主催労委：中央労働委員会

議題：

	内 容	備 考
1	講演「今後の労働基準関係法制等について」	講師： 前中央労働委員会会長代理・ 東京大学大学院法学政治学研究科教授 荒木 尚志 氏
2	講演「コンビニフランチャイズにおける加盟者の労組法上の労働者性について」	講師： 北海道労働委員会会長・小樽 商科大学商学部企業法学科教授 國武 英生 氏

③ 第79回全国労働委員会連絡協議会総会

開催日：令和6年11月14日（木）～15日（金）

主催労委：中央労働委員会

議題：

	内 容	備 考
1	講演「近年における労働裁判例の動向」	講師： 元中央労働委員会会長代理 森戸 英幸 氏
2	退職代行等の営利事業が主目的と疑われる労働組合に対する資格審査申請の対応について	北海道・東北ブロック公労使提案
3	審査の迅速化に向けた取組について	中央労働委員会提案
4	若年層に向けた労働委員会の取組の周知について	近畿ブロック公労使提案

(2) 14 都道府県関係

① 第 38 回 14 都道府県労働委員会使用者委員会議

開催日：令和6年7月5日（金）

主催労委：静岡県労働委員会

議題：

	内 容	備 考
1	審査事件調査の充実と調査期日回数について	大阪府労働委員会提案
2	審査・あっせんにおける女性委員の活躍について	静岡県労働委員会提案
3	講演「最近の学生にみる“就活”環境の変化と入職時の法的諸問題」	講師： 静岡県労働委員会公益委員・ 静岡大学人文社会科学部法学科教授 本庄 淳志 氏

② 14 都道府県労働委員会公益委員会議

開催日：令和6年10月30日（水）～31日（木）

主催労委：北海道労働委員会

議題：

	内 容	備 考
1	申立人、申立人代理人、申立不当労働行為態様等に関する各労委における特性と、係属日数や終結態様等との関係について	大阪府労働委員会提案
2	地方公営企業から一般地方独立行政法人への移行の際の労働組合の資格審査について	広島県労働委員会提案
3	審問において敵性証人が申請された場合の対応について	北海道労働委員会提案

(3) 関東ブロック関係

① 第 91 回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議

開催日：令和6年5月27日（月）

主催労委：神奈川県労働委員会

議題：

	内 容	備 考
1	請求する救済内容と命令書主文との関係(命令の上限)について	神奈川県労働委員会提案

② 第 152 回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会

開催日：令和6年5月27日（月）～28日（火）

主催労委：神奈川県労働委員会

議題：

	内 容	備 考
1	集団・個別あっせんや不当労働行為の審査において、労働者性が争点となる事件への対応について	新潟県労働委員会提案
2	講演：「不当労働行為救済制度と労働委員会の役割・課題について」	講師： 神奈川県労働委員会前会長・ 法政大学名誉教授 浜村 彰 氏

③ 第 92 回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議

開催日：令和6年9月12日（木）

主催労委：新潟県労働委員会

議題：

	内 容	備 考
1	不当労働行為救済命令における文書掲示の内容について	新潟県労働委員会提案

④ 第 153 回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会

開催日：令和6年9月12日（木）～13日（金）

主催労委：新潟県労働委員会

議題：

	内 容	備 考
1	外国人を当事者とする不当労働行為事件等への対応について	栃木県労働委員会提案
2	講演「就労観の多様化時代の労働条件について」	講師： 中央労働委員会東日本区域地方 調整委員会議委員長・千葉大学 大学院社会科学研究院教授 皆川 宏之 氏

⑤ 関東ブロック労働委員会会長連絡会議

開催日：令和6年9月13日（金）

主催労委：新潟県労働委員会

議題：

	内 容	備 考
1	各労働委員会は現在どのような課題に直面しているのか。また、その課題についてどのように対応しているのか。（どのような対応方針を考えているのか。）	新潟県労働委員会提案

2 委員研修実施状況

(1) 公労使委員合同研修

開催日	令和6年9月5日（木）～6日（金）
主催者	中央労働委員会
内容	全体研修及び各側研修

(2) 公労使委員個別紛争専門研修

開催日	令和6年12月5日（木）～6日（金）
主催者	中央労働委員会
内容	全体研修及びグループディスカッション

(3) 静岡県労働委員会委員研修会

開催日	令和6年11月27日（水）
主催者	静岡県労働委員会
内容	講演「最近の労働判例について — 事業場外労働のみなし制、職種限定合意と配転命令、労災認定取消訴訟における事業主の原告適格など —」
講師	早稲田大学法学学術院教授 東京都労働委員会会長代理 水町 勇一郎 氏

3 事務局長・主管課長・担当者会議開催状況

(1) 全国労働委員会事務局長連絡会議

開催日：令和6年6月13日（木）

主催労委：中央労働委員会、岐阜県労働委員会

議題：

- 1 審査・調整事件等の概況について
- 2 議題懇談

(1) 「DXの進展を踏まえた不当労働行為事件の審査やあっせん手続の取組について」

(岐阜県労働委員会提案)

(2) 「労働委員会と労働局との連携について」

(中央労働委員会提案)

(2) 西関東ブロック労働委員会事務局実務担当者会議

開催日：令和6年7月19日（金）

主催労委：新潟県労働委員会

議題：

	議 題	提案労委
1	労働委員へのパソコンの貸与状況について	長野県
2	新任事務局員の研修について	山梨県
3	不当労働行為救済申立事件に係る調査調書について	
4	審問を経ない命令発出について	静岡県
5	委員名簿及びあっせん員候補者名簿の掲載順について	
6	関東地区労使関係セミナーへの対応について	新潟県
7	あっせん手続において、労使間の利益相反が疑われる場合の対応について	

(3) 14 都道府県労働委員会事務局長連絡会議

開催日：令和6年8月30日（金）

主催労委：新潟県労働委員会

議題：

	議 題	提案労委
1	個別あっせん事件の傾向について	埼玉県
2	総会・公益委員会議における委員のウェブ参加について	

(4) 全国労働委員会事務局調整主管課長会議

開催日：令和6年10月28日（月）

主催労委：中央労働委員会

議題：

- 1 中央労働委員会からの説明
- 2 都道府県労働委員会からの事例報告

区分	事例	発表労委
労働争議 調整事件	降格人事の撤回について争われた事例	愛知県
個別労働 紛争事件	持病に対する配慮に欠けた人事異動で退職に追い込まれたことに対する慰謝料の支払を求めて争われた事例	奈良県

- 3 都道府県労働委員会からの業務報告（秋田県労働委員会、三重県労働委員会、熊本県労働委員会）

(5) 全国労働委員会事務局審査主管課長会議

開催日：令和6年10月29日（火）

主催労委：中央労働委員会

議題：

- 1 中間収入の控除について (広島県労働委員会提案)
- 2 併合事件について (茨城県労働委員会提案)

報告事項：中労委の民事訴訟のIT化への対応について等

資 料

1 不当労働行為事件処理状況一覧表

(1) 旧労働組合法下における不当労働行為事件取扱状況（昭和21年～昭和24年6月）

(単位：件)

提訴 件数	取 下	自主解決	その他 による 解 決	却 下	決 定		
					違反あり	違反なし	処罰請求
27	1	5	9	0	3	8	1

(2) 不当労働行為事件取扱状況

(単位：件)

年		処理別														合計	
		S24. 7～ 30	31～ 40	41～ 50	51～ 60	S61 ～ H7	H8～ 17	H18 ～ 27	H28 ～ R1	R2	R3	R4	R5	R6			
係 属 状 況	前年から繰越										1	2	0	0	1		
	新規申立	36	55	(203)	(1)	53	33	49	9	1	0	0	1	2	(204)		
計											2	2	0	1	3		
終 結 状 況	命 令 ・ 決 定	救 済	全部	1	0	2	4	3	1	0	0	0	0	0	0	11	
			一部	0	2	10	14	11	10	6	5	0	1	0	0	0	59
		棄 却		2	0	2	1	1	4	6	1	0	1	0	0	0	18
		却 下		3	1	(2)	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	(2)
	取 下 ・ 和 解	取 下		5	10	(1)	(200)	(1)	12	10	2	0	0	0	0	1	(202)
		無関与和解		9	19	29	22	50	4	3	0	0	0	0	0	0	136
		関与和解		15	19	27	42	10	9	19	4	0	0	0	0	1	146
	移 送		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	翌年へ繰越											2	0	0	1	1	

注1 () 内は、公務員関係の個人申立て・外書

注2 平成8年の新規申立てのうち、1件は事件の分離によるものである。

2 不当労働行為事件産業別申立件数一覧表

(単位：件)

申立別及び産業別		年 別		新法														新法計
		旧法		S21～ 24.6	24.7 ～30	31～ 40	41～ 50	51～ 60	S61～ H7	8～ 17	18～ 27	28～ R1	R2	R3	R4	R5	R6	
① 申立別	組 合 申 立	23		20	51	92	109	51	33	49	9	1	0	0	1	2	418	
	個 人 申 立				(203)	(1)											(204)	
	組 合 ・ 個 人 申 立	4	16	4	3	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28	
	① 申立別の合計	0	0	0	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
		27	36	55	98	113	53	33	49	9	1	0	0	1	2	450		
② 産業別	農 業	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2		
	建 設 業	0	2	1	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	6		
	製造業	食 料 品	2	4	1	2	10	3	3	1	0	1	0	0	1	0	26	
		飲 料 ・ た ば こ ・ 飼 料	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
		織 維 工 業	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
		木 材 ・ 木 製 品	4	0	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	
		パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品	2	6	3	2	7	5	1	2	0	0	0	0	0	0	26	
		出 版 ・ 印 刷 ・ 同 関 連	2	1	5	4	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	16	
		化 学 工 業	3	1	0	1	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	7	
		プ ラ ス チ ッ ク 製 品	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2	
		ゴ ム 製 品	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
		窯 業 ・ 土 石 製 品	0	0	0	6	5	0	0	1	0	0	0	0	0	0	12	
		鉄 鋼 業	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
		金 属 製 品	0	0	1	4	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	8	
		一 般 機 械 器 具	3	7	7	9	8	2	1	1	0	0	0	0	0	0	35	
		電 気 機 械 器 具	0	2	0	4	8	1	0	1	0	0	0	0	0	0	16	
	輸 送 用 機 械 器 具	1	2	7	5	9	5	1	6	1	0	0	0	0	0	36		
	情 報 通 信 機 械 器 具	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1		
	精 密 機 械 器 具	0	0	0	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5		
	そ の 他 の 製 造 業	1	1	2	5	4	1	1	1	0	0	0	0	0	0	15		
	電気・水道業	電 気 業	1	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
		水 道 業	0	0	0	0	(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(1)	
	運輸・通信業	情 報 通 信 業	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2	
		鉄 道 業	0	0	0	0	0	5	2	1	0	0	0	0	0	0	8	
		道 路 旅 客 運 送 業	0	1	11	6	7	0	2	4	0	0	0	0	0	0	31	
		道 路 貨 物 運 送 業	0	0	2	8	5	2	2	2	0	0	0	0	0	0	21	
	卸 売 ・ 小 売 業 ・ 飲 食 店	0	0	3	6	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	12		
	金 融 ・ 保 険 業	1	0	0	6	23	19	1	0	0	0	0	0	0	0	49		
	複合サービス事業	郵便局	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2		
	サービス業	旅 館 ・ そ の 他 の 宿 泊 所	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	3	
		娯 楽 業	2	3	1	2	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	10	
		廃 棄 物 処 理 業	0	0	0	0	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	4	
自 動 車 整 備 業		0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	2		
医 療 業		0	0	1	1	0	0	1	3	1	0	0	0	0	0	7		
社会保険・社会福祉・介護		0	0	0	0	0	0	1	3	1	0	0	0	0	0	5		
教育（自動車教習所を含む）		0	0	0	6	3	3	1	1	0	0	0	0	0	0	14		
機 械 等 修 理 業		0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1		
職 業 紹 介 ・ 労 働 者 派 遣 業		0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	3		
そ の 他 の 事 業 サ ー ビ ス 業		0	0	0	0	0	0	1	13	1	0	0	0	0	0	15		
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	3	0	4	8	8	1	1	0	0	0	0	0	0	0	22			
公務、分類不能の産業		0	0	0	(203)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(203)		
		0	2	1	2	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	7		
② 産業別の合計		27	36	55	98	113	53	33	49	9	1	0	0	1	2	450		

注 () 内は公務員関係個人申立て・外書。注2 平成8年の新規申立てのうち、1件は事件の分離によるものである。

3 労働組合資格審査取扱件数一覧表

(1) 年別申請件数

(単位：件)

区分	年別	S24～ 40	S41～ 50	S51～ 60	S61～ H7	H8～ 17	H18～ 27	H28～ R1	R2	R3	R4	R5	R6	合計
前年から繰越									1	2	0	0	1	
申請件数		1,767	315	218	193	165	166	48	22	0	17	1	21	2,933
計									23	2	17	1	22	

(2) 申請理由別内訳

(単位：件)

区分	年別	S24～ 40	S41～ 50	S51～ 60	S61～ H7	H8～ 17	H18～ 27	H28～ R1	R2	R3	R4	R5	R6	合計
委員推薦	適合	1,526	146	66	85	111	95	35	19	0	17	0	19	2,119
	取下・打切	59	12	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	72
	不適合	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	小計	1,586	158	66	85	111	96	35	19	0	17	0	19	2,192
不当労働行為	適合	17	13	20	20	25	14	7	0	2	0	0	0	118
	取下・打切	49	74	74	68	29	33	7	0	0	0	0	2	336
	不適合	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	審査中								2	0	0	1	1	
小計								2	2	0	1	3		
法人登記	適合	56	50	39	42	11	13	3	2	0	0	0	0	216
	取下・打切	9	3	4	1	2	1	0	0	0	0	0	0	20
	不適合	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	審査中								0	0	0	0	0	
小計								2	0	0	0	0	0	
調停・その他 あつせん	適合	35	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	38
	取下・打切	9	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	10
	小計	44	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	48
合計								23	2	17	1	22		

4 実効確保申立ての状況一覧表

(昭和57年1月～令和6年12月)

年度	事件番号	申立年月日	公益会議 年月日	実効確保の 有無・方法	勧告年月日 (要望年月日)	内 容
S57	57-1	57. 5.28 (57. 2. 1)	57. 6. 8 57. 8.10	無		仮処分申請に対する判断結果(経過)を見守ることになった。
	56-10	57. 6. 7 (56. 8.28)	57. 6.22 57. 7. 6	有 口頭(要請)	57. 7. 8	審問に先立ち、審査委員が、証人として出廷した者に対するいやがらせをしないよう要請したが、会社は応ぜず、のち不当労の申立てがされた。 (審査委員名義)
	57-1	57. 6.15 (57. 2. 1)	57. 6.22	無		仮処分申請に対する判断結果(経過)を見守ることになった。
	55-7	57. 7.17 (55. 6. 1)	57.11. 9	無		和解協議に入ったため勧告せず。
S58	56-10	58. 5.27 (56. 8.28)	58. 6. 7 58. 7. 5 58. 7.19	有 口頭(要請)	58. 7.29	審問に先立ち、会社に対し説得工作をしないよう、組合に対し外部への宣伝活動を自制するよう要請した。 (審査委員名義)
	58-3	58. 8. 9 (58. 7.29)	58. 8. 9 58. 8.23 58. 9. 6	無		勧告(要請)せず。
	58-3	59. 4.10 (58. 7.29)	59. 4.12	有 口頭(要請)	59. 4.16	調査の中で、補佐人の転勤について配慮するよう要請した。 (審査委員名義)
S59	59-2	59. 5.10 (59. 4. 6)	59. 5.10	有 口頭(要請)	59. 5.24	不当労の申立て内容であるピラ配布に対する処分の停止を求めるものであったため、双方で話し合うよう要請したが、処分が行われ、不当労の追加申立てがされた。 (審査委員名義)
	59-5	59. 6.19 (59. 6.15)	59. 7.12	無		59. 8.31、団体交渉を行うことで合意した。
S62	62-6	62.10.20 (62.10.20)	62.10.20 62.10.27 報告了承	有 口頭(要請)	62.10.24	出向について、なお一層話し合いを行うよう要請した。 (審査委員名義)
H6	6-4	6.10.17 (6.10. 7)	6.10.18 6.11.22 報告了承	有 口頭(要請)	6.11.15	審査結果が出るまで、相手の立場を尊重し慎重な行動を取るよう、また、会社は人事異動について組合の理解を得られるよう努力するとともに双方で団交等のルールを協議するよう要望した。 (審査委員名義)

年度	事 件 名	申立年月日	公益会議 年月日	実効確保の 有無・方法	勧告年月日 (要望年月日)	内 容
H 8	6-5	8. 9. 25 (6. 10. 24)	8. 10. 7 8. 11. 19 報告了承	有 口頭 (要請)	8. 11. 13	会社に再び不当労の申立てが出ることを ないよう、慎重な対応をしてほしい旨を 要望した。 (審査委員名義)
	6-5-2 8-3	8. 12. 24 (6. 10. 24) (8. 3. 29)	8. 12. 24 9. 1. 21 9. 1. 27 報告了承	有 文書 (要請)	9. 1. 22	会社に対し、慎重な行動をするよう、ま た、労使関係のルール作りを進めるよう 要望した。 (三者名義)
H 2 3	2 3-1	23. 9. 30 (23. 6. 24)	23. 10. 13 23. 10. 27 報告了承	有 文書 (要請)	23. 10. 24	会社に対し、組合員の雇用契約の扱いな どに慎重な行動を取るよう強く要望し た。 (三者名義)

(注) 1 公益会議において、事実上の勧告をするか否かを、審査委員の判断に委ねる形が取られている。

2 申立年月日欄 () は、不当労働行為の申立年月日

5 県労委命令交付後の経過一覧表

番号	年	県 労 委 (平成16年まで地労委)				中 労 委	
		事 件 番 号	申立て	命令(交付)	内容等	申立て	命令
1	S25	24 - 31	24.12. 8	25. 8.18	却下	—	—
2	"	24 - 32	24.12. 9	25. 9. 8	全部救済	—	—
3	"	25 - 2	25. 6.23	25. 8.23	却下	—	—
4	26	26 - 1	26.1.20	26. 3. 5	却下	—	—
5	28	27 - 1	27.11.18	28. 4. 9	棄却	—	—
6	29	29 - 3	29. 5.14	29. 8.20	棄却	—	—
7	34	34 - 3	34. 7. 6	34.11.18	却下	—	—
8	37	36 - 6	36.12.21	37. 8.25	一部救済	—	—
9	40	39 - 5	39. 7.17	40. 3. 2	一部救済	使 40. 3.15	—
10	41	40 - 1	40. 3.17	41. 2. 4	全部救済	使 41. 2. 8	—
11	"	40 - 3	40. 6.21	41.10.31	棄却	—	—
12	42	40 - 5	40.11.17	42. 2.21	一部救済	使 42. 2.27	—
13	"	41 - 1	41. 1.17	42. 4.20	一部救済	使 42. 4.27	—
14	"	41 - 2	41. 6. 3	42. 8.16	一部救済	—	—
15	44	43 - 6	43. 8. 2	44. 9.24	一部救済	使 44.10. 3	—
16	45	44 - 5	44. 2.14	45. 2.14	一部救済	使 45. 2.25	棄却 45. 12.16
17	"	43 - 11	43.11.20	45. 8.28	一部救済	使 45. 9. 9 労 45. 9.12	—
18	46	45 - 3	45. 4.14	46. 4.20	一部救済	—	—
19	"	45 - 6	45. 9. 3	46. 9.28	棄却	使 46.10. 9	—
20	"	45 - 2	45. 2.25	46.12.17	一部救済	使 46.12.27	—
21	47	45 - 10	45.12.11	47. 2. 9	一部救済	使 47. 2.21	—
22	48	47 - 1	併 合	47. 1.28	48. 6.25	全部救済	—
23	"	47 - 6		47. 5.17			
24	51	50 - 8	50. 5.26	51. 3.12	一部救済	使 51. 3.26	—
25	"	49 - 6	49. 5.10	51.11.29	一部救済	使 51.12.14	—

(昭和25年1月～令和5年12月)

行政訴訟						緊 命 令 急 等	備 考
地 裁 提 訴	裁 判 決	高 裁 控 訴	高 裁 判 決	最 高 裁 上 告	最 高 裁 判 決		
-	-	-	-	-	-		ほか4件を併合
-	-	-	-	-	-		
-	-	-	-	-	-		
-	-	-	-	-	-		
-	-	-	-	-	-		
-	-	-	-	-	-		
-	-	-	-	-	-		
-	-	-	-	-	-		
-	-	-	-	-	-		和解 40.10.23
-	-	-	-	-	-		和解 41.11.28
労 41.12.27	命令の 一部取消 43. 2.16	使 43. 3. 6	棄却 44. 6.26	使 44. 7.14	棄却 48. 1.26	当地労委は 審査再開を決定 48. 2. 5	当地労委の関与和解 48. 4. 2
-	-	-	-	-	-		再審査取下げ 42. 9. 2
-	-	-	-	-	-		和解(初審命令履行) 42. 7.25
-	-	-	-	-	-		
-	-	-	-	-	-		和解 45.10.24
使 46. 1.23	和解 47. 1.27	-	-	-	-		東京地裁 訴訟上の和解 47. 1.27
-	-	-	-	-	-		中労委の関与和解 46. 7.20
-	-	-	-	-	-		
-	-	-	-	-	-		中労委の関与和解 47. 3. 3
-	-	-	-	-	-		中労委の関与和解 47. 6.24
-	-	-	-	-	-		中労委の関与和解 49. 3. 6
-	-	-	-	-	-		
-	-	-	-	-	-		再審査取下げ 51. 5.21
-	-	-	-	-	-		中労委の関与和解 55. 2. 5

番号	年	県 労 委 (平成16年まで地労委)				中 労 委	
		初 審		再 審		申立て	命令
		事 件 番 号	申 立 て	命 令 (交 付)	内 容 等		
26	54	50 - 1	50. 2. 8	54. 2. 8	一部救済	—	—
27	"	51 - 6	51. 8.27	54. 2. 8	一部救済	—	—
28	"	53 - 3	54. 2.20	54. 9. 3	全部救済	使 54. 9.17 取下55. 2. 5	—
29	"	53 - 7	53. 6.27	54.10.25	一部救済	使 54.11. 6	—
30	"	50 - 2	50. 2.24	54.12.24	一部救済	使 54.12.26 労 55. 1. 8	一部救済 62. 6. 3
31	55	54 - 6	54. 5.21	55. 9. 8	全部救済	使 55. 9. 9	—
32	56	54 - 5	併 合 54. 5.21	56.11. 5	一部救済	使 56.11.13	棄却 60. 7. 9
33	"	54 - 9					
34	"	54 - 2	54. 1.13	56.11. 5	一部救済	—	—
35	58	56 - 16	56.12. 9	58. 2. 9	全部救済	—	—
36	59	53 - 6	53. 6.15	59. 3.30	一部救済	使 59. 4.13	—
37	"	56 - 15	56.11.25	59. 3.30	全部救済	—	—
38	"	57 - 4	57. 5.12	59. 3.30	一部救済	—	—
39	60	58 - 4	併 合 58. 8. 8	60. 3.30	一部救済	使 60. 4.11 労 60. 4.13	一部救済 61. 6.18
40	"	58 - 5				58. 8.11	審査の再開 7. 3.31
41	"	55 - 8	55. 7.22	60. 8.28	棄却	労 60. 9. 6	—
42	"	58 - 3 - 1	58. 7.29	60.12. 5	一部救済	使 60.12.18	棄却 62. 6.17
43	62	54 - 13	併 合 54.12.26	62. 6.15	棄却	—	—
44	"	55 - 1					
45	63	58 - 3 - 2	58. 7.29	63. 2.29	全部救済	使 63. 3.10	—
46	"	60 - 1	60. 2.23	63. 9.29	一部救済	使 63.10. 6	棄却 (一部変更) 8. 9. 4
47	"	60 - 8	60. 8.21	63.10.13	全部救済	使 63.10.27 (取下げ 63.11.29)	—
48	H元	60 - 9	60.10. 7	元. 4.25	全部救済	—	—
49	"	60 - 2	併 合 60. 3.12	元. 9.18	一部救済	使 元.10. 2	棄却 9. 2. 5
50	"	62 - 3					
51	"	62 - 1	62. 3.31	元.12.27	一部救済	使 2. 1.10	棄却 (一部変更) 8. 5. 8

行政訴訟						緊急命令等	備考
地裁		高裁		最高裁			
提訴	判決	控訴	判決	上告	判決		
-	-	-	-	-	-		履行
-	-	-	-	-	-		履行
静岡地裁使 54.10.2	-	-	-	-	-		当事者の和解により訴訟取下げ 55.12.1
-	-	-	-	-	-		中労委の関与和解 56.3.23
静岡地裁使 62.7.1 労 62.9.1	-	-	-	-	-	緊急命令申立て 62.8.25	当事者の和解により訴訟取下げ 元.8.17
-	-	-	-	-	-		中労委の関与和解 57.2.13
東京地裁使 60.8.13	-	-	-	-	-		当事者の和解により訴訟取下げ 63.2.9
-	-	-	-	-	-		履行
-	-	-	-	-	-		履行
-	-	-	-	-	-		中労委の関与和解 60.2.28
-	-	-	-	-	-		履行
-	-	-	-	-	-		履行
東京地裁使 61.8.4	棄却 2.5.17	東京地裁使 2.5.29	棄却 3.1.30	使 3.2.14	棄却 (一部取消) 7.2.23	緊急命令申立て 61.10.21 緊急命令認容 61.12.4 緊急命令一部履行 62.5.21	訴訟上の和解により訴訟取下げ 11.11.29
東京地裁使 8.8.19	一部取消 11.2.18	東京高裁中 11.3.4	取下げ 11.11.29	-	-		
-	-	-	-	-	-		中労委の無関与和解 4.8.6
東京地裁使 62.7.31	棄却 2.5.30	東京地裁使 2.6.12	棄却 2.12.26	使 3.1.8	-		58-3-2と分離 原告と訴訟参加人の 和解により訴訟取下げ 3.5.21
-	-	-	-	-	-		
-	-	-	-	-	-		中労委の無関与和解 元.8.22
-	-	-	-	-	-		中労委の無関与和解 3.5.20
東京地裁使 8.10.8	一部取消 12.2.23	東京高裁 労・使 12.3.7	棄却 13.4.9	-	-		判決確定 13.4.24
-	-	-	-	-	-		当事者の自主和解による取 下げ 63.11.29
静岡地裁使 元.5.23	-	-	-	-	-		原告と訴訟参加人の 和解による訴訟取下げ 4.2.19
東京地裁使 9.3.17	一部取消 12.2.23	東京高裁 労・使 12.3.7	一部取消 13.4.9	-	-		判決確定 13.4.24
東京地裁使 8.6.27	取消 10.5.28	東京高裁中 10.6.11	棄却 12.11.8	中労委 12.11.21	棄却 15.12.12		

番号	年	県 労 委 (平成16年まで地労委)				中 労 委	
		初 審		再 審		申立て	命令
		事 件 番 号	申 立 て	命 令 (交 付)	内 容 等		
52	2	62 - 2	62. 3.31	2. 8.22	一部救済	使 2. 9. 5	-
53	"	62 - 6	62.10.20	2.10.22	一部救済	使 2.11. 5	-
54	4	3 - 1	3. 4.23	4. 3.18	一部救済	-	-
55	5	63 - 9	63.12.23	5.10.20	一部救済	使 5.11. 2	-
56	7	3 - 4	3.12. 5	7. 3.28	一部救済	使 7. 4.11	一部救済命令 12. 8. 4
57	"	5 - 1	5. 5.31	7. 8.30	一部救済	-	-
58	9	8 - 2	8. 2.21	9. 1.21	全部救済	-	-
59	"	8 - 6	8. 5.15	9. 4.24	一部救済	-	-
60	"	6 - 5 - 1	6.10.24	9. 5.22	一部救済	使 9. 6. 5	-
61	10	8 - 5	8. 4.26	10.10.13	一部救済	使 10.10.28	棄却 13.7.9
62	11	4 - 1	4. 7. 3	11. 3. 9	棄却	労 11. 3.19	-
63	"	6 - 5 - 2	併 合 6.10.24	11. 4.28	一部救済	使 11. 5.12	-
64	"	8 - 3					-
65	"	9 - 2					-
66	"	9 - 1	9. 3.26	11.11.19	一部救済	-	-
67	15	8 - 8	8. 5.29	15. 3.31	棄却	労 15. 4.14	-
68	16	12 - 2	12.10.30	16. 3.15	棄却	-	-
69	"	14 - 2	併 合 14. 9.17	16. 4.16	一部救済	使 16. 4.28 労 16. 4.30	一部救済命令 (一部変更) 19. 9. 1
70	"	15 - 1					
71	"	13 - 1	13. 3.30	16. 8.24	棄却	労 16. 9.6	-
72	17	14 - 5	14.11.13	17. 4.28	一部救済	使 17. 5.12	一部変更(救済 命令取消し) 18.12.25
73	20	19 - 5	19. 10. 30	20. 5. 29	棄却	-	-
74	"	19 - 4	19. 7. 27	20. 12. 18	一部救済	使20. 1. 5	棄却 21. 11. 13
75	21	20 - 6	20. 9. 1	21. 10. 28	棄却	労21. 11. 4	-
76	22	20 - 2	20. 7.16	22. 1.28	却下・棄却	労22. 2.10	-

行 政 訴 訟						緊 急 命 令	備 考
地 裁	高 裁	高 裁	最 高 裁	最 高 裁	最 高 裁		
提 訴	判 決	控 訴	判 決	上 告	判 決		
-	-	-	-	-	-		中労委の関与和解 14.3.8
-	-	-	-	-	-		中労委の関与和解 14.3.8
-	-	-	-	-	-		命令確定 4.4.18 履行 4.8.3
-	-	-	-	-	-		中労委の関与和解 14.3.8
東京地裁 使 12.9.1	-	-	-	-	-		和解により取下 13.10.1
-	-	-	-	-	-		命令確定 7.9.30 履 行
静岡地裁 使 9.2.20	棄却 9.9.26	-	-	-	-		判決確定 9.10.16 命令不履行により 東京地方検察庁へ通知 9.12.10 和解 10.11.6
-	-	-	-	-	-		命令確定 9.5.29 命令不履行により 東京地方裁判所へ通知 9.11.28 和解 10.11.6
-	-	-	-	-	-		和解により取下 14.6.21
-	-	-	-	-	-		命令確定 13.8.9
-	-	-	-	-	-		中労委の関与和解 12.3.13
-	-	-	-	-	-		和解により取下 14.6.21
-	-	-	-	-	-		
-	-	-	-	-	-		
-	-	-	-	-	-		命令確定 11.12.19
-	-	-	-	-	-		中労委の勧告和解 (和解の認定) 20.3.27
-	-	-	-	-	-		命令確定 16.6.15
東京地裁 使19.9.27	却下 20.6.19	東京高裁 中労委 20.7.3	取消、差戻 し 20.11.12	使20.11.25	上告受理の申立 て不受理決定 22.10.19		上告を取下げ 21.1.19 和解 23.6.14
-	-	-	-	-	-		中労委の勧告和解 (和解の認定) 17.12.8
東京地裁 労 19.6.15	-	-	-	-	-		和解により取下19.11.11
-	-	-	-	-	-		命令確定20.11.29
-	-	-	-	-	-		命令確定21.12.13
-	-	-	-	-	-		中労委の勧告和解 (和解の認定) 22.6.18
-	-	-	-	-	-		中労委の勧告和解 (和解の認定) 22.8.12

番号	年	県 労 委 (平成16年まで地労委)				中 労 委	
		初 審		再 審		申立て	命令
		事 件 番 号	申 立 て	命 令 (交 付)	内 容 等		
77	"	21 - 6	21. 3.30	22. 2.16	一部救済	労22. 2.25	-
78	"	20 - 3	20. 7.28	22. 3.25	棄却	労22. 3.30	-
79	23	21 - 11	21. 9. 1	23. 2.10	棄却	労23.2.18 使23.2.24	-
80	"	21 - 9	21. 8.25	23. 3.24	一部救済	-	-
81	24	23 - 1	23. 6.24	24. 7.12	一部救済	使24. 7.26	-
82	"	24 - 1	24. 2. 9	24.10.25	一部救済	使24.11.7	-
83	26	25 - 1	25. 6.11	26. 9. 9	一部救済	-	-
84	27	26 - 2	26. 2.17	27. 2.12	棄却	-	-
85	28	27 - 1	併 合	27. 3.16	一部救済	-	-
86	"	27 - 4		27. 7. 6			
87	"	27 - 2	27. 4.22	28.10.20	一部救済	労28.11. 2	-
88	29	28 - 2	28. 9.29	29. 9.21	棄却	-	-
89	"	28 - 3	28.10.24	29.11. 9	一部救済	労29.11.20	-
90	30	29 - 1	29. 1.23	30. 2. 8	一部救済	使30. 2.23	-
91	R3	元 - 1	元.11. 8	3. 3.25	一部救済	-	-
92	3	2 - 1	2. 6. 1	3.12. 8	却下・棄却	労 3.12.16	-

行 政 訴 訟						緊 命 令 急 等	備 考
地 裁		高 裁		最 高 裁			
提訴	判決	控訴	判決	上告	判決		
-	-	-	-	-	-		再審査申立取下げ 22.8.11 命令確定 22.3.18 命令不履行により 岐阜地方裁判所へ通知 22.11.29
-	-	-	-	-	-		中労委の勧告和解 (和解の認定) 22.10.8
-	-	-	-	-	-		再審査申立取下げ(使) 23.5.27 中労委の勧告和解 (和解の認定) 24.6.14
-	-	-	-	-	-		和解 23.6.14 命令確定 23.9.26 履 行
-	-	-	-	-	-		中労委の勧告和解 (和解の認定) 24.11.26
-	-	-	-	-	-		中労委の勧告和解 (和解の認定) 25.5.29
静岡地裁 使 26.10. 8	取消 28. 1.28	東京高裁 28. 2. 9	取消 29. 3. 9	使29.3.23	上告受理の申立 て不受理決定 29.9.12		判決確定 29.9.12 履 行
-	-	-	-	-	-		命令確定 27.8.12
-	-	-	-	-	-		命令確定 28.10.21 履 行
-	-	-	-	-	-		中労委の勧告和解 (和解の認定) 29.8.10
-	-	-	-	-	-		命令確定 30.3.21
-	-	-	-	-	-		再審査申立取下げ(労) 30.7.9 命令確定 30.5.9 履 行
-	-	-	-	-	-		中労委の関与和解 30.12.18
-	-	-	-	-	-		命令確定 3.9.25 履行
-	-	-	-	-	-		中労委の勧告和解 (和解の認定) 6.3.15

6 調整事件処理状況一覧表

(単位：件)

区分		年別													
		S21～ 30	31～ 40	41～ 50	51～ 60	S61～ H7	H8～ 17	18～ 27	28～ R1	R2	R3	R4	R5	R6	計
あ っ せ ん	解決		(1)					(1)							(2)
	打切	96	135	77	54	44	33	51	7	5	2	1	1	3	509
	取下	18	14	28	50	25	27	44	(1)	(1)			(1)		(3)
	規則65条2項 (不開始)	23	18	58	(1)	7	15	4	2	1	1	1	1	0	(1)
	翌年へ繰越	0	0	5	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	7
		1	0	1	0	0	2	1	0	0	0	1	0	2	8
	小計	138	167	169	121	76	78	100	21	11	5	6	2	5	(6)
解決率※	84.2%	90.6%	73.3%	51.9%	63.8%	55.0%	53.7%	37%	50.0%	50.0%	25.0%	100.0%	100.0%	69.1%	
調 停	解決	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22
	不調又は打切	4	0	5	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	11
	取下	0	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	3
	移管	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	翌年へ繰越	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	26	1	5	0	2	0	3	0	0	0	0	0	0	37
仲 裁	取下	0	0	(1)										(1)	
	翌年へ繰越	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	小計	0	1	(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(1)	
合計	164	169	174	121	78	78	103	21	11	5	6	2	5	(6)	

注：（ ）内は、前年からの繰越し件数を別掲したものである。

※解決率＝解決件数/(解決＋打切り)・・・小数点第2位以下四捨五入

7 調整事件要求事項別申請件数一覧表

(単位：件)

項目		年別														合計
		S21~30	31~40	41~50	51~60	S61~H7	H8~17	18~27	28~R1	R2	R3	R4	R5	R6		
賃金等	賃金増額	58	57	61	26	17	5	2	1	0	0	1	0	1	229	
	賃金減額反対	3	1	0	0	0	2	3	1	0	0	0	0	0	10	
	賃金定期払	8	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	
	賃金体系改定	1	6	2	4	3	2	0	0	0	0	0	0	0	18	
	特別給与金改定	9	31	39	24	7	7	1	0	0	0	0	0	0	118	
	その他の賃金要求	0	5	1	1	3	6	10	0	2	0	1	1	0	30	
	退職金に関する要求	26	8	2	2	2	5	2	2	1	0	0	0	0	50	
	解雇予告手当	2	0	0	0	0	2	3	0	0	0	0	0	0	7	
小計		107	109	105	57	32	29	21	4	3	0	2	1	1	471	
給与以外の労働条件	労働時間の変更	0	1	2	1	2	1	1	0	0	0	0	0	0	8	
	休日・休暇に関する要求	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	
	その他の労働条件	0	2	3	3	6	2	1	1	0	0	0	0	0	18	
	小計	0	3	5	5	8	3	2	1	0	0	0	0	1	28	
団交促進	団交開催・促進	2	14	53	48	25	24	37	9	4	2	4	0	2	224	
	小計	2	14	53	48	25	24	37	9	4	2	4	0	2	224	
経営・人事	事業の休廃止又は操業	11	3	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	
	人員整理	7	1	0	1	0	3	2	0	0	0	0	0	0	14	
	不当解雇	18	20	2	1	3	4	24	4	2	2	0	0	1	81	
	その他の経営人事	1	2	4	4	3	4	5	3	1	1	0	1	0	29	
	小計	37	26	7	8	6	11	31	7	3	3	0	1	1	141	
その他	協約締結又は全面改訂	9	3	0	0	3	4	1	0	0	0	0	0	0	20	
	協約の効力	7	3	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	14	
	福利厚生施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	組合承認又は組合活動	0	6	1	1	1	2	5	0	0	0	0	0	0	16	
	その他の事項	2	5	3	1	2	4	5	0	1	0	0	0	0	23	
	小計	18	17	4	3	7	11	12	0	1	0	0	0	0	73	
合 計		164	169	174	121	78	78	103	21	11	5	6	2	5	937	

注 繰越事件は申請年に計上

8 調整事件産業別申請件数一覧表

(単位：件)

産業別		年 別														合計
		S21 ～ 30	31 ～ 40	41 ～ 50	51 ～ 60	S61 ～ H7	H8 ～ 17	18 ～ 27	28 ～ R1	R2	R3	R4	R5	R6		
A 農 業		0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	
B 漁 業		3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
C 鉱 業		3	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	
D 建 設 業		1	3	3	1	0	3	5	0	0	0	0	0	0	16	
E 製造業	9 食 料 品	2	1	5	5	4	2	1	5	1	1	2	0	0	29	
	10 飲料・たばこ製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	
	11 織 維 工 業	8	14	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	26	
	12 木 材 ・ 木 製 品	14	5	4	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	27	
	13 家 具 ・ 装 備 品	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
	14 パルプ・紙・紙加工品	10	8	3	4	1	2	0	0	0	0	0	0	0	28	
	15 印刷・同関連産業	6	18	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	26	
	16 化 学 工 業	11	0	10	4	1	1	1	0	0	0	0	0	0	28	
	17 石油製品、石炭製品	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
	18 プラスチック製品	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	
	19 ゴ ム 製 品	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
	20 なめし革、同製品、毛皮	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	
	21 窯業・土石製品	5	2	8	4	1	0	1	0	0	0	0	0	0	21	
	22 鉄 鋼 業	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
	23 非 鉄 金 属	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	6	
	24 金 属 製 品	3	2	2	4	2	2	0	0	0	0	0	1	0	16	
	25～27 汎用・生産用・業務用機械器具	8	10	17	10	7	4	4	0	0	0	0	0	0	60	
	28 電子部品・デバイス	0	0	4	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	7	
	29 電気機械器具	5	1	8	7	—	2	2	0	0	0	0	0	0	25	
	30 情報通信機械器具	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	2	
31 輸送用機械器具	12	19	9	10	1	0	3	0	0	0	0	0	0	54		
32 その他の製造業	11	12	12	2	1	1	4	0	0	0	0	0	0	43		
小計		111	92	85	53	20	19	19	5	3	1	3	1	0	412	
F 電気・ ガス・水 道業	33 電 気 業	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
	36 水 道 業	0	0	1	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	5	
小計		0	0	2	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	6	
G 情 報 通 信 業		19	0	0	0	1	0	3	0	0	0	0	0	0	23	
H 運輸業	42 鉄 道 業	11	6	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	19	
	43 道路旅客運送業	2	20	12	7	5	2	4	1	0	0	0	0	0	53	
	44 道路貨物運送業	1	20	14	7	8	20	12	2	1	1	2	0	1	89	
	47 倉 庫 業	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2	
	48 運輸に付帯するサービス業	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	
小計		14	46	28	14	15	22	18	3	1	1	2	0	1	165	
I 卸 売 ・ 小 売 業		2	9	14	9	1	7	6	1	2	0	0	0	0	51	
J 金 融 ・ 保 険 業		0	2	9	3	10	4	0	0	1	0	0	0	0	29	
K 不 動 産 ・ 物 品 賃 貸 業		0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	2	
L 学術研究・専門・技術サービス業		0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
M 宿 泊 ・ 飲 食 サービス 業		0	0	0	0	0	1	5	0	1	0	0	0	0	7	
N 生活関連サービス・娯楽業		3	0	0	4	1	1	0	0	0	0	0	0	0	9	
O 教 育 ・ 学 習 支 援 業		1	1	12	9	3	6	7	3	0	0	0	0	0	42	
P 医療 ・福祉	83 医 療 業	3	5	3	3	4	2	1	2	1	0	0	0	1	25	
	85 社会保険・社会福祉・介護	0	0	0	0	1	3	8	1	0	2	1	1	1	18	
小計		3	5	3	3	5	5	9	3	1	2	1	1	2	43	
Q 複合サービス事業(郵便局、協同組合等)		0	0	6	7	11	1	4	0	0	0	0	0	0	29	
R サービス事業 (他に分類されないもの)	88 廃棄物処理業	0	2	2	7	3	1	1	0	0	0	0	0	0	16	
	90 機械等修理業	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	
	91～92 労働者派遣・その他の事業サービス業	0	0	0	0	1	3	20	2	2	1	0	0	1	30	
	93 政治・経済・文化団体	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2	
	94 宗 教	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
95 その他のサービス業	4	5	9	5	3	2	2	0	0	0	0	0	0	30		
小計		4	7	11	12	9	6	23	5	2	1	0	0	1	81	
S 公 務		0	0	0	0	0	0	3	1	0	0	0	0	0	4	
T その他(分類不能の産業)		0	1	1	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	6	
合 計		164	169	174	121	78	78	103	21	11	5	6	2	5	937	

注 繰越事件は申請年に計上

9 調整事件年次別終結所要日数一覧表

(単位：件)

年別 所要日数	S21～ 30	31～ 40	41～ 50	51～ 60	S61～ H7	H8～ 17	18～ 27	28～ R1	R2	R3	R4	R5	R6	合計
5日以内	28	31	38	16	6	3	1	0	1	0	0	0	0	124
6～10日	15	43	26	18	11	7	4	2	0	0	0	0	0	126
11～15日	12	22	30	14	9	10	5	1	0	0	0	0	0	103
16日～1月 (16～30日)	36	38	33	28	20	17	25	6	0	0	0	0	0	203
1月超 ～2月以内 (31～60日)	30	21	23	23	13	18	42	7	5	3	2	0	0	187
2月超 ～3月以内 (61～90日)	7	9	13	6	6	10	19	4	2	2	2	2	2	84
3月超 ～6月以内 (91～180日)	28	2	9	8	12	10	7	2	3	0	1	1	1	84
6月超 (181日～)	8	3	2	8	1	1	0	0	0	0	0	0	0	23
合計	164	169	174	121	78	76	103	22	11	5	5	3	3	934

注1 繰越事件は終結年に計上。

注2 平成25年の移管1件は本表集計から除く。

注3 所要日数とは、調整員指名から終結までの日数を示す。

10 労働争議実情調査件数一覧表

(単位：件)

年 別 項 目		S26～	31～	41～	51～	S61～	H8～	18～	28～	R2	R3	R4	R5	R6	合計
		30	40	50	60	H7	17	27	R1						
件数	繰越									15	23	5	3	1	47
	新規	53	363	668	665	609	812	676	282	36	49	33	40	31	4,317
計		53	363	668	665	609	812	676	282	51	72	38	43	32	4,364
組合員数(人)		10,629	234,790	360,626	239,682	166,908	177,288	125,294	52,724	10,162	8,740	5,630	6,805	6,182	
事業の種類	陸運(旅客)	12	156	197	132	138	102	101	37	9	10	8	10	7	919
	陸運(貨物)	2	105	285	178	122	226	162	58	9	12	9	12	8	1,188
	水船(渡船)	0	11	8	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26
	医療	0	46	130	227	307	399	323	136	24	33	11	13	11	1,660
	その他	39	45	48	121	42	85	90	51	9	17	10	8	6	571
	計	53	363	668	665	609	812	676	282	51	72	38	43	32	4,364
交渉事項	賃上げ	9	152	250	246	229	381	304	166	42	52	27	26	25	1,909
	年間臨給	0	40	59	4	7	0	0	11	0	0	0	0	0	121
	夏季一時金	5	42	94	118	80	88	106	22	2	2	1	3	3	566
	年末一時金	8	44	141	150	129	217	182	74	6	11	6	12	4	984
	労働協約	1	34	52	53	24	7	0	0	0	0	0	0	0	171
	解雇撤回	10	17	3	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	34
	その他	20	34	69	93	138	118	84	9	1	7	4	2	0	579
計	53	363	668	665	609	812	676	282	51	72	38	43	32	4,364	
争議行為(注)	有	不明	136	281	99	112	47	32	22	1	3	4	2	2	741
	無	不明	227	387	566	497	765	644	260	50	69	34	41	30	3,570
	計	0	363	668	665	609	812	676	282	51	72	38	43	32	4,311
調査動機	予告による	0	286	645	665	609	809	676	282	51	72	38	43	32	4,208
	労政からの相談	1	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16
	労使からの相談	51	57	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	111
	その他	1	5	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29
計	53	363	668	665	609	812	676	282	51	72	38	43	32	4,364	
調査結果又は終結事項	解決	18	298	529	563	472	431	351	111	19	28	16	16	12	2,864
	移行	30	37	53	5	2	0	0	0	0	0	0	0	0	127
	打切	5	18	78	52	62	237	252	97	9	39	19	26	17	911
	繰越	0	10	8	45	73	144	73	74	23	5	3	1	3	462
計	53	363	668	665	609	812	676	282	51	72	38	43	32	4,364	

注 「争議行為」欄については、昭和26年から30年までは資料がないため件数不明である。

11 個別的労使紛争のあっせん事件処理状況一覧表

(単位：件)

年別 処理 状況	H13 ～22	23 ～26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	合計
解決				(1)				(1)	(2)	(3)	(1)	(3)	(11)
	81	22	8	7	6	5	2	2	5	4	5	4	151
打切								(1)	(3)	(1)	(2)		(7)
	70	19	4	6	6	10	11	3	5	2	9	8	153
取下									(1)				
	20	1	0	1	4	1	0	0	1	0	0	0	28
不開始													
	0	3	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	4
翌年へ 繰越													
			1	0	0	0	2	6	4	3	3	2	21
計				(1)				(2)	(6)	(4)	(3)	(3)	
	171	45	13	14	17	16	15	11	15	9	17	14	357
解決率※	53.6%	53.7%	66.7%	53.8%	50.0%	33.3%	15.4%	40.0%	50.0%	66.7%	35.7%	33.3%	49.7%

注1 各年の()内は、前年からの繰越し件数を別掲したものである。

注2 打切りはあっせんを行ったもののほか不応諾によるものを含む。

注3 (※) 解決率＝解決件数/(解決＋打切り)……小数点第2位以下四捨五入

12 個別的労使紛争のあつせん事件紛争内容別申請件数一覧表

(単位：件)

紛争内容		年別												合計
		H13 ～ 22	23 ～ 26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
経営 又は 人事	解雇	50	13	6	6	1	3	5	5	4	6	6	3	108
	配置転換・出向・転籍	10	1	0	0	0	1	1	0	0	0	1	1	15
	復職	3	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	4
	懲戒処分	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4
	退職	5	11	0	0	0	0	1	1	3	0	1	1	23
	勤務延長・再雇用	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	その他経営又は人事	1	1	1	1	2	2	0	0	2	1	0	0	11
小計	73	27	8	8	4	6	7	6	9	7	8	5	168	
賃金等	賃金未払い	6	2	0	2	1	0	0	1	1	0	1	0	14
	賃金増額	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	賃金減額	5	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	8
	一時金	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
	退職一時金	51	6	0	0	7	1	1	1	0	0	0	0	67
	解雇手当	20	1	0	0	1	0	1	1	0	0	1	0	25
	休業手当	2	1	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	6
	諸手当	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	その他賃金	1	0	0	1	0	2	1	1	0	0	0	0	6
	年金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	89	13	4	3	10	4	3	4	1	0	2	0	133	
労働 条件 等	労働契約	1	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0	4
	労働時間	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2
	休日・休暇	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2
	年次有給休暇	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	育児休業・介護休暇	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	時間外労働	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	安全・衛生	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	3
	福利厚生制度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	社会保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	労働保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他の労働条件等	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
小計	4	1	0	1	2	1	0	0	1	0	1	3	14	
職場の 人間 関係	セクシャルハラスメント	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2
	嫌がらせ	1	3	1	2	0	5	5	1	4	2	4	6	34
小計	1	3	1	2	0	5	5	1	4	2	6	6	36	
その他	4	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	6	
合計	171	45	13	14	17	16	15	11	15	9	17	14	357	

注 繰越事件は申請年に計上

13 個別的労使紛争のあっせん事件産業別申請件数一覧表

(単位：件)

産業別		年別														合計
		H13 ~22	23 ~26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	合計		
A	農業	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	2		
D	建設業	9	3	0	2	1	0	0	0	1	0	1	2	19		
E	製造業	9	食料品	8	5	1	0	2	2	0	2	0	0	0	20	
		10	飲料・たばこ・飼料	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4
		11	繊維工業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
		12	木材・木製品製造業(家具を除く)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
		13	家具・装備品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
		15	印刷・同関連業	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2
		16	化学工業	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2
		18	プラスチック製品	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2
		19	ゴム製品	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
		23	非鉄金属	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
		24	金属製品	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
		25~27	汎用・生産用・業務用機械器具	3	2	2	0	0	1	0	0	0	0	1	0	9
		28	電子部品・デバイス	5	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	6
		29	電気機械器具	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	2
31	輸送用機械器具	6	3	0	0	0	1	1	0	0	0	1	2	14		
32	その他の製造業	6	1	1	1	0	0	1	1	0	0	0	1	12		
小計		39	13	4	1	5	4	2	3	2	0	5	5	83		
F	電気・ガス・水道業	33	電気業	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	
		34	ガス業	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
		36	水道業	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	
小計		4	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	6		
G	情報通信業	39	情報サービス業	4	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	5	
		40	インターネット付随サービス業	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	
		41	映像・音声・文字情報製作業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
小計		5	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	8		
H	運輸業	42	鉄道業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
		43-1	道路旅客運送業(バス専業)	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	
		43-2	道路旅客運送業(タクシー業)	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
		44	道路貨物運送業	4	3	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0	10
		45	水運業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
		47	倉庫業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
		48	運輸に附帯するサービス業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
小計		17	3	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0	23		
I	卸売、小売業	16	5	2	4	0	0	1	1	3	1	1	1	35		
J	金融、保険業	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1		
K	不動産業	2	1	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	6		
L	学術研究・専門技術サービス業	72	専門サービス業(他に分類されないもの)	2	2	0	0	0	0	0	2	1	0	7		
		73	広告業	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
小計		4	2	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	9		
M	宿泊・飲食サービス業	75	宿泊業	4	3	1	0	0	0	0	1	0	0	1	10	
		76	飲食店	3	0	1	0	1	1	1	0	0	0	0	7	
		77	持ち帰り・配達飲食サービス業	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	2	
小計		7	3	2	1	1	1	1	1	1	0	0	1	19		
N	生活関連サービス・娯楽業	78	洗濯・理美容・浴場業	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	2	
		79	その他の生活関連サービス業	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	
		80	娯楽業	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	3	
小計		2	0	0	1	0	0	1	0	3	0	0	0	7		
O	教育・学習支援業	4	2	0	0	1	0	1	0	0	1	2	1	12		
P	医療・福祉	83	医療業	13	4	1	2	2	0	4	2	0	0	30		
		85	社会保険・社会福祉・介護事業	6	5	1	2	3	3	0	2	0	2	1	26	
小計		19	9	2	4	5	3	4	4	2	2	1	1	56		
Q	複合サービス事業	86	郵便局	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2		
		87	協同組合等、他に分類されないもの	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
小計		2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3		
R	サービス事業(他に分類されないもの)	88	廃棄物処理業	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	3	
		90	機械等修理業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
		91・92	労働者派遣・その他の事業サービス業	36	1	2	1	1	4	2	2	1	0	4	57	
		93	政治・経済・文化団体	2	0	0	0	0	2	0	0	0	1	1	6	
小計		40	2	2	1	2	6	2	2	1	1	5	3	67		
T	その他(分類不能の産業)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1		
合計		171	45	13	14	17	16	15	11	15	9	17	14	357		

注 繰越事件は申請年に計上

14 個別的労使紛争のあっせん事件年次別終結処理日数一覧表

(単位：件)

年別 処理日数	H13 ～22	23 ～ 26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	合計
5日以内	6	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	8
6～10日	14	9	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	25
11～15日	24	3	4	1	4	0	1	0	0	0	0	0	37
16日～1月 (16～30日)	59	15	4	3	5	8	1	2	5	0	0	0	102
1月超 ～2月以内 (31～60日)	56	16	4	8	4	3	8	3	2	3	7	7	121
2月超 ～3月以内 (61～90日)	8	1	0	2	1	3	3	2	6	2	5	5	38
3月超 ～6月以内 (91～180日)	4	0	0	0	2	1	0	0	4	5	5	3	24
6月超 (181日～)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	171	45	12	15	17	16	13	7	17	10	17	15	355

注1 繰越事件は終結した年に計上。

注2 処理日数とは、申請から終結までの日数を示す。

15 静岡県労働委員会の沿革と権限

(1) 沿革

時 期	内 容
昭和 20 年 12 月～ 昭和 21 年 3 月	<p>昭和 20 年 12 月に制定された労働組合法（昭和 24 年の全文改正前のいわゆる「旧法」）により労働委員会制度が設けられ、翌 21 年 3 月 1 日同法施行と同時に、国に中央労働委員会、各都道府県に地方労働委員会が設置された。</p> <p>旧法の下における労働委員会の職務は、労働組合の資格に関する決議、組合解散についての裁判所への申立て、不当労働行為の処罰請求、団体交渉のあっせん、労働争議の調停及び仲裁などであった。また、委員の任期は 1 年であった。</p>
昭和 21 年 3 月～ 4 月	<p>【静岡県地方労働委員会の発足】 労組法施行日の昭和 21 年 3 月 1 日に労働者委員と使用者委員の各 5 人が、同年 3 月 31 日に第三者委員 5 人がそれぞれ委嘱され、同年 4 月 6 日に第 1 回総会が開催された。</p>
昭和 21 年 10 月	<p>9 月に公布された労働関係調整法が施行され、労働争議の調整にあっせんが加わるとともに、あっせん、調停、仲裁等の諸手続規定が明確になって、労働委員会の行う調整機能が具体化された。</p>
昭和 23 年 7 月	<p>マッカーサー書簡に基づく政令第 201 号が公布され、公務員に関する争議の調整は労働委員会の職務から除外された。</p>
昭和 24 年 6 月	<p>労働組合法が全面的に改正され、第三者委員は「公益委員」と改称された（なお改正労働組合法を、旧法と区別して「新法」という）。</p> <p>また、職務については労働組合が届出主義から自由設立主義になったことに伴い、組合の資格認否に関する決議、解散についての裁判所への申立てなどが消滅した。</p> <p>不当労働行為救済制度は処罰請求主義から原状回復主義に改められ、処分についても三者構成から公益委員のみが参与するよう変更され、労使委員は決定に先立つ審問に参与するだけとなった。</p>
昭和 24 年 8 月	<p>中央労働委員会は、改正労働組合法に基づいて中央労働委員会規則を制定した。</p>
昭和 27 年 7 月	<p>労働組合法及び労働関係調整法の改正により、調整事件における組合の資格審査が廃止された。また、公益事業における争議行為に予告制度が採用された。</p>
昭和 27 年 10 月	<p>上記と同時に制定された地方公営企業労働関係法が施行され、地方公営企業の職員及び現業関係の地方公務員には原則として労働組合法及び労働関係調整法が適用されることとなった。</p>
昭和 37 年 10 月	<p>行政事件訴訟法及び行政不服審査法の施行に伴って、労働組合法の訴訟に関する規定が改正された。</p>

昭和 37 年 11 月	上記に関連して、中央労働委員会は、中央労働委員会規則の改正を行い、呼称も「労働委員会規則」と改められた。
昭和 40 年 5 月	ILO87 号条約の批准に伴い地方公営企業労働関係法が一部改正され、同法第 5 条第 2 項（非組合員の範囲の認定、告示）の事務が労働委員会の職務に加わった。
昭和 41 年 4 月	労働組合法が改正され、労働委員会の委員の任期が従来の 1 年から 2 年に延長された。
昭和 60 年 4 月、 昭和 62 年 4 月	昭和 60 年 4 月、日本電信電話公社と日本専売公社は、民営化により公共企業体等労働関係法の公共企業体等から除外され、これら旧 2 公社は労働組合法の適用を受け、労働委員会の管轄となった。 また昭和 62 年 4 月に日本国有鉄道は、民営化により公共企業体等労働関係法の公共企業体等から除外され、労働組合法の適用を受け、労働委員会の管轄となった。 なお、旧 3 公社が民営化された結果、公共企業体等労働関係法が一部改正され、公共企業体等労働委員会は昭和 62 年 4 月 1 日から国営企業労働委員会となった。
昭和 63 年 10 月	郵政、林野、印刷、造幣の国営四現業の労使紛争を扱ってきた国営企業労働委員会が中央労働委員会に吸収統合された。なお、この改正と同時に労働組合法 19 条も改められ、地方労働委員会の設置規定が労働組合法 19 条の 12 として独立に設けられた。
平成 12 年 4 月	地方分権一括法の施行に伴い、国の機関委任事務制度が廃止され、地方労働委員会事務は自治事務に改められた。
平成 13 年 5 月	5 月 1 日から、地方自治法 180 条の 2 に基づき、知事から「個別的労使紛争のあっせんに関する事務」の委任を受け、県中小企業労働相談所等と連携のうえ個々の労働者と使用者との間で起きた個別的労使紛争のあっせんを新たに行うこととした。
平成 16 年 11 月	11 月 10 日、労働組合法の一部が改正され、不当労働行為審査制度について、審査の迅速化及び的確化を図る必要があることから、審査手続及び審査体制を整備した。また、地方労働委員会の名称が、都道府県労働委員会に変更された。この改正法の施行日は、平成 17 年 1 月 1 日とされた。
平成 20 年 10 月	10 月 1 日、船員の労使紛争を扱ってきた船員労働委員会が廃止され、船員の集団的労使紛争処理に係る事務が中央労働委員会及び都道府県労働委員会に移管された。

(2) 権限

労働委員会は、労働組合法によって設けられた、労使紛争を解決するための行政委員会である。その権限は、大別すれば、不当労働行為の審査・判定を行う機能ないし権限（準司法的機能）と、労働争議のあっせん・調停・仲裁を行う機能ないし権限（調整機能）及びその他の権限である。

	職務権限	根拠法
①	労働組合の資格審査を行うこと	労組法 5・11 条、 地公労法 4 条
②	不当労働行為の審査を行うこと	労組法 27 条
③	労働協約の地域的拡張適用の決議を行うこと	労組法 18 条
④	労働争議のあっせん、調停及び仲裁を行うこと	労組法 20 条、 労調法 10～35 条、 地公労法 4・14・15 条
⑤	特別調整委員設置等についての意見を述べること又はその人数について同意を行うこと	労調法施行令 1 条の 6
⑥	争議行為発生届を受理すること	労調法 9 条
⑦	公益事業に関する争議行為予告通知を受理すること	労調法 37 条
⑧	労働関係調整法 37 条違反に対して処罰請求を行うこと	労調法 42 条、 労調法施行令 11 条
⑨	事務を行うために必要があると認めるとき、出頭、報告の提出、帳簿書類の提出を求め、又は事業場に臨検し、業務状況等の検査を行うこと	労組法 22 条
⑩	地方公営企業等の職員の非組合員の範囲を認定し、告示を行うこと	地公労法 5 条 2 項
⑪	事業所において同盟罷業又は作業所閉鎖に至るおそれの多い争議が発生していること、及び無制限に求職者を紹介し又は労働者派遣がされることによって当該争議の解決が妨げられることを公共職業安定所に通報すること	職業安定法 20 条、 労働者派遣法 24 条
⑫	個別的労使紛争のあっせんを行うこと	地方自治法 180 条の 2 個別労紛法 20 条

以上の権限のうち、①②⑧⑩の事項は公益委員のみの権限に属している（労組法 24 条、地公労法 16 条の 2）。

静岡県労働委員会年報
—令和6年版—

令和7年3月発行

編集 静岡県労働委員会事務局
発行 〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6
電話054-221-2280
FAX054-221-2860

〈静岡県労働委員会ホームページ〉

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/shuroshien/koyotoraburu/1049251/index.html>

